

## 第9回鷹巣阿仁地域合併協議会会議録

開催日時 平成16年8月6日(金) 午前10時から

開催場所 鷹巣阿仁広域交流センター

### 会議次第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 会議録署名委員の指名
4. 議 題
  - (1) 協 議
    - 協議第45号 障害者福祉事業について
    - 協議第46号 高齢者福祉事業について
    - 協議第47号 児童福祉事業について
    - 協議第48号 その他福祉事業について
    - 協議第49号 保健衛生事業について
    - 協議第50号 農林水産関係事業について
    - 協議第51号 都市計画関係事業について
    - 協議第52号 建設関係事業について
    - 協議第53号 学校の通学区域について
    - 協議第54号 学校教育事業について
    - 協議第55号 社会教育事業について
    - 協議第30号 消防団の取扱いについて (継続協議)
    - 協議第44号 新市まちづくり計画について (継続協議)
  - (2) 提 案(次回協議への提案事項)
    - 協議第56号 その他の事業(病院事業)について
  - (3) そ の 他
    - 1 新市の組織機構と人員配置案について・・・資料 1
    - 2 合併協定項目と確認内容について・・・・・・資料 2

## 出席者の状況

### 出席委員

鷹巣町長	岸部 陞	鷹巣町議会議長	清水 修智
鷹巣町議会議員	簾内 順一	鷹巣町議会議員	千葉 文吉
鷹巣町	今野 實	鷹巣町	檜森 正
鷹巣町	和田 テヱ子		
合川町長	佐藤 修助	合川町議会議長	佐藤 吉次郎
合川町議会議員	吉田 芳雄	合川町議会議員	和田 三九郎
合川町	成田 道胤	合川町	小笠原 聡
合川町	鈴木 孝子		
森吉町長	松橋 久太郎	森吉町議会議長	庄司 憲三郎
森吉町議会議員	桜井 忠雄	森吉町議会議員	春日 一文
森吉町	佐藤 金正	森吉町	畠山 慎咲
阿仁町長	濱田 章	阿仁町議会議長	山田 博康
阿仁町議会議員	山田 賢三	阿仁町議会議員	小林 精一
阿仁町	佐藤 昭春	阿仁町	三杉 営子
阿仁町	菊地 忠雄		
秋田県北秋田地域振興局長 石井 讓			
欠席委員			
森吉町	片山 信隆		

### 出席の幹事及び事務局

(幹事) 幹事長	吉田 茂	副幹事長	柴田 信勝
副幹事長	恵比原 脩	副幹事長	工藤 博
鷹巣町総務課長	今畠 健一	鷹巣町まちづくり政策課長	村上 儀平
合川町総務課長	松岡 宗夫	合川町総務課長補佐	杉 淵 敬輝
森吉町総務課長	加賀 隆久	森吉町企画観光課長	奈良 尚里
阿仁町総務企画課長	鈴木 美千英	阿仁町財務課長	田口 惣一
(事務局) 事務局長	斎藤 彦志	事務局次長	佐藤 満ほか

## 5. 会議の経過について

事務局： 会場にお集まりの皆さま、大変ご苦勞様でございます。ただ今からご案内の第9回目の合併協議会を開催させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。  
それでは岸部会長からご挨拶を、よろしくお願ひします。

岸部会長： おはようございます。森吉の町長さん、まだお見えになっておりませんが、こちらへ向かわれているということですので、まもなく見えられると思います。

私たちのこの会も第9回ということになりまして、先回に続きまして朝から1日という予定で開催することになりました。本日は13の協議案件がありまして、その内2件は継続審議という風なことであります。あとひとつ、今日、提案されるものに「病院の事業について」があります。

8月24日、一応協議の最終日ということになっております。その点よろしくお願ひいたします。今日もたくさん審議がございますので、私たちは地域の皆さんたちが幸せになるということとをさらに念頭において協議を進めて参りますが、いよいよ先が見えてきたと思っていますので、どうぞ、今日も十分協議していただきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

事務局： それでは、最初に資料の方の確認をさせていただきますので、皆さんそれぞれご確認願ひたいと思います。

まず、委員の皆さまには郵送でお届けいたしました資料の方でございます。次第がございます。その次に協議第30号「消防団の取扱いについて」、これは継続協議でございます。続いて同じく継続協議の第44号「新市まちづくり計画」ということで資料を差し上げてございます。あと次第のその他項目といたしまして、郵送では資料1といたしまして、「新市の組織機構と人員配置案」というのをお送りしてあります。続いて2番目には「合併協定項目と確認内容について」、をお送り申し上げます。

続いて、本日それぞれテーブルの上にある資料をご確認願ひたいと思います。

最初に協議45、46、それから47号の3議案についての差し替えていただきたいということで準備いたしておりますので、よろしくご確認願ひたいと思います。

続いて協議54、55号につきましても、一部の差し替えをお願いしたいということで担当の方から又詳しくご説明申し上げますが、お手元の方に差し上げてございます。それから関連でございますが、資料3番ということで1枚もののペーパーを差し上げてございますが、これにつきましても協議50号、52号、それから53号、54号、一部文言の修正もございますので、皆さまに差し上げてございます。今一度、どうぞ、それぞれご確認願ひれば有り難いと思います。よろしいでしょうか。予備もございましてもしお手元に無い方があれば、こちらの方まで教えていただければと思います。

あと、本日の協議会でございますが、森吉町の片山委員さんが、大変直前でございますけれども欠席なされるという連絡が入ってございます。従いまして本日は、

29名中28名の皆さまの出席をいただいておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。それでは、岸部会長よりこれから議長として進行の方、よろしくお願い申し上げます。

岸部会長： それでは本日の会議を開きますが、協議をする前に会議録の署名委員を指名いたしたいと思います。開催地の2号委員と3号委員となっておりますので、2号委員の篠内委員と3号委員の和田テエ子委員にお願いいたしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、最初に協議第45号の障害者福祉事業について、事務局より説明お願いいたします。

事務局： おはようございます。先ほど司会者からご説明ありましたが、協議第45号をテーブルの上に差し替えておりますので、それをひとつご覧下さるようお願いいたします。

障害者福祉事業について、でございます。調整内容については3つありまして、ひとつは、法律、国の制度、県の制度等に基づくものは、現行のまま新市に引き継ぐ。2番目が、現在、1町しか実施していない事業（補助事業及び単独事業問わず）については、合併時まで調整を図る。3つ目が、障害者計画の策定については、新市において速やかに策定委員会を設け、新たに策定する、というような3つの調整項目でございます。1頁の最初の障害者計画ですけれども、これは目標計画でありまして、5ヵ年計画であります。それについては、調整内容が具体的なものとしては右の方に書いているところでございます。下の障害者バス乗車券交付事業でございますけれども、現在、障害者手帳を乗車する時に見せるとバスの運賃が半額になるということで、それぞれ実施しています。この中で、これについては福祉タクシー事業への移行により障害者バス乗車券交付事業は合併時に廃止する。下の方から障害者施設通所助成事業ですけれども、これは合川町の例により、合併時に統一して実施する、という内容であります。2頁ですけれども、障害者住宅整備資金貸付事業、これは鷹巣町の例により、合併時に統一を図る。その下の先ほど述べました福祉タクシー事業でございますけれども、現在、阿仁町が実施しております。阿仁町の例により、合併時に統一して実施する。鷹巣町で実施の「障害者バス乗車券交付事業」はこの事業で対応する。ということで、これについては基本料金相当額ということで、今後に対象している事業内容であります。3頁目が身体障害者外出支援サービス事業、これについては阿仁町の例を基本に、制度を再編して合併時に実施する。ただし、対象以外の事業内容は高齢者福祉事業の「外出支援サービス事業」の方針と統一を図っていきたい、という風なことでございます。下の酸素濃縮

器利用者電気料助成事業でございますけれども、これは鷹巣町を基本に、合併時までに調整を図る。これは電気料を助成しております。これについては24時間電気料がかかるということで、電気料の一部を助成している事業でございます。4頁ですけれども、障害児通園事業でございます。これについては現行のとおり新市に引き継ぐと、いう風な内容でございます。下の障害児等就学助成事業でございますけれども、合併時に廃止して、新市において必要に応じて制度を策定し実施するという風に、現在、合川町で実施しておりますけれども、これについては、新市において対応を図るという風なことでございます。

以上が障害者福祉事業の主な調整方針の概要でございますので、よろしくご審議の程をお願い申します。

岸部会長： 各委員の皆さんがたからご意見を賜りたいと思いますが、どうぞ。

阿仁町小林委員： 基本的なことではちょっと伺います。阿仁の場合は法定協に臨むに当たり、必ず議会の全員協議会を開いて対応してございます。8月に入って4日、一昨日やりまして、その時点で前回渡された今の議案の中に合併時までに調整を図る項目があまりにも多すぎるので、先送りでもいいのかとこういう風な疑問がたくさん出されたんですよ。ただ今日、幸いにして赤い文字で合併協に調整を図るといふ文言が訂正になっておりますね。私、いいことだと思いますけれど、当初、私たちに渡された内容がなぜこのように変わったかという経緯と各種の資料をできるだけ早い時点で我々に報告していただければ、我々議会でも十分はかられたと思いますので、この二点について伺います。

岸部会長： それでは事務局の方で、お答えください。

事務局： 確かにそのとおりでございますけれども、8月2日に幹事会、そして、8月3日に4町長会談の中で最終的に確認送致されたという日程との関係で大変遅れたと、いうことでございますので、その点についてはお詫び申し上げたいと思います。

阿仁町小林委員： 私聞いたのは、いまのでいいですね、実質的に問題はないですけど。合併時までに調整を図るといふことがどういう経緯で変わったかという、前回提案したことの的中味がどういう経緯で変わったのか、その点についてです。

事務局： 各分科会、それから専門部会で具体的なものをやはり出さなければ、各委員の方々のいろんな意見が出ないです。そして新市に向けての取扱いについてもやはり

もうちょっと踏み込んだ中での調整が必要でないかと、いうことを専門部会の中で詰めたわけでございます。その中でこういうふうに変ったという風なことでございますので、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

岸部会長： よろしゅうございますか。それでは、その他、ご意見ないでしょうか。45号につきまして、ご意見賜わりたいと思います。

(なしの声) よろしいですか。それでは、なしの声もありますので、これはこのように決したいと、異議なしとしてこのまま確認いたしたいと思います。

岸部会長： 続きまして、第46号 高齢者福祉事業について、事務局より説明願います。

事務局： 協議第46号でございますけれども、調整内容が高齢者福祉事業の各制度については、できる限りサービスの低下を招かないよう調整を図る。なお、利用料金等の住民負担については、適正な料金となるよう調整を図る。それで1、2という風になっております。1つ目が国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整を図る。2つ目が国又は県等が定める制度で、各町が独自にその制度の充実を図っている事業及び各町が独自に実施している制度又は事業については、次の区分により調整を図るというので、1つ目が合併時まで調整を図るもの。2つ目が新市において調整を図るもの、というのが調整内容の大要でございます。その中で整備の下の方ですけれども、老人保健福祉計画は5年後の策定時に合わせて、合併後に再編する。下の方の在宅介護支援センターでございますけれども、それについては合併時に、基幹型センター1ヶ所、地域型6ヶ所に再編する、という風な内容でございます。2頁でございますけれども、2頁の介護サービス委託事業、これについては、新市移行後の平成17年度に策定される第3期介護保険事業計画(18~22年度)に合わせて調整を図る、という風な内容であります。その下の訪問指導事業でございますけれども、在宅介護支援センター業務として、新市に引き継ぐ。その中で合川町の対象者のところの年令が、65歳に訂正していただきたいと思ひます。3頁をご覧下さい。寝たきり介護慰労金支給事業、これについては阿仁町の例により、合併時に統一して実施する。その下の高齢者家族介護支援事業、これについては森吉町、阿仁町の例により、合併時に統一して実施する、という風な内容です。次に、4頁です。4頁は居宅介護上乗せサービス、これについては介護保険制度に則り運用するよう、合併時までに調整を図る、という風なことで鷹巣町の関係を載せております。それから下が養護老人ホーム運営事業でございますけれども、これは現行のまま新市に引き継ぎ、合併後に検討する。それから在宅複合型施設管理運営事業、これについては現行のまま新市に引き継ぎ、合併後に検討する、

というような内容です。次、5頁でございますけれども、老人クラブ連合会です。これについては合併時まで調整を図る。その下の老人福祉大会、これについては合併後新市において検討する、というような内容です。老人憩いの家については、現行の通り新市に引き継ぐ。6頁が生きがい活動支援通所事業でございます。これについては事業内容を検討し、関係機関と調整を図りながら、合併時に実施する、というような内容でございます。それぞれ、今までの4町の施策が幅広いことからこういった考え方でございます。次、7頁でございますけれども、緊急通報システム設置事業であります。これについては事業内容を検討し、関係機関と調整を図りながら、合併時に実施する。運営方法がそれぞれ、鷹巣町は直接消防本部、合川町、森吉町は社会福祉協議会、それから阿仁町については社会福祉協議会の委託でございますけれども、状況が違うということです。8頁でございますけれども、外出支援サービス事業、これについては事業内容を検討し、関係機関と調整を図りながら、合併時に実施する、という風な内容でございます。次、9頁でございますけれども、家事援助事業（介護保険以外）ですが、事業内容を検討し、関係機関と調整を図りながら、合併時に実施する、という風な内容でございます。10頁ですけれども、紙おむつ給付事業でございます。これについては3町でありまけれども、合川町は、社会福祉協議会で実施しているというふうな状況でありますので、鷹巣町の例により、合併時に統一して実施する。それから配食サービス事業でございますけれども、食の自立支援事業制度に則り、合併時まで調整を図る、という風な内容でございます。11頁ですけれども、長寿者褒賞事業でございます。現在、合川町、阿仁町で百歳の方に褒賞を行っておりますけれども、これについては合併時に廃止し、子育て支援事業の充実を図るという風な内容です。これについては現在、全国的に見ても褒賞は段々と少なくなってきていて、この高齢者に対する敬意は別の対応する。金額だけでなく対応できる。それよりは今後生まれてくる子供、人口の増加に手厚い支援策を強化する方が良くないかと、という風な協議の中で変更がありました。高齢者入浴券交付及びマッサージ券助成事業ですけれども、入浴券交付事業は鷹巣町の例により、合併時に統一して実施する。ただし、公衆浴場に限る、という風な内容です。12頁は、生活管理指導短期宿泊事業であります。これは当面現行どおりとし、合併後に再編する、という風な内容でございます。続いて13頁は、軽度生活援助事業です。これは事業内容を検討し、関係機関と調整を図りながら、合併時に実施する。下の老人日常生活用具給付等事業でございますけれども、これについては合併時に阿仁町の例により実施する、という風な内容でございます。14頁は、高齢者住宅改善資金貸付事業でございます。これについては鷹巣町の例により、合併時に統一して実施する、という風な内容です。それから、やすらぎ住まい支援貸付事業、これについては高齢者住宅改善資金貸付事業に替わって、合併時に統合

して実施する、とこういうような内容です。15頁については、介護予防と健康維持に関する情報提供事業ということで、これについては合併後新市において調整を図り実施する。その下の敬老会は、合併後新市において調整を図る、という内容です。16頁でございますけれども、変更があります。心配ごと相談所委託業務でございますけれども、これについては事業内容を検討し、関係機関と調整を図りながら、合併時に実施する。その下の生活支援ハウス入所手続きでございますけれども、現行のとおり新市に引き継ぐ。17頁でございますけれども、生活支援ハウス運営事業でございます。これについては合併後、新市において調整を図ると、いう風な調整内容であります。以上が高齢者福祉事業でございますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

岸部会長： ただ今説明がありましたが、大分多くの項目に亘ります。ひとつこの46号つきましてご意見賜りたいと思います。どうぞ。

阿仁町小林委員： 老人クラブの件について、合併時まで調整を図るという風な文言になっておりますけれども、情報によれば、やはり老人クラブの各町村の会長が集まってそれなりに話しあっているということを知りましたので、それとの折衝しているのか、が1点。それから、この文言、事業内容を検討し、関係機関と調整を図りながら合併時に実施する。合併時に実施するということは来年3月22日ですので、その前にこの種の問題、事案がこの協議会が開かれるのかということ。それから合併時まで調整をするという文言が出てきますけれども、その点の合併時にまでに調整するという、その時期がいつ頃になるのか。それが又、法定協にはかられるのか。その三点について伺います。

岸部会長： 老人クラブとか、そういう風な関係団体の調整といったこと、それでは、事務局よりお願いします。

事務局： 1つ目の、老人クラブ折衝の方の関係でございますけれども、行政としてまだ具体的な折衝は行っておりません。今後、各老人クラブの役員の方々と折衝しながら、進めなければならないと思います。それから、2つ目でございますけれども、主に予算、それから規約関係が付随しておりますので、予算を今後作成する中にも具体的な方向で決まると思います。それから合併の時期、いつまでという風なことですけれども、それについても、いずれ各住民の方々には合併協議会で協議されている、そして、進められた細部についてもパンフレットみたいな形で、住民への行政サービスの内容などを全戸にお知らせする予定ですが、その時期や内容

についてご報告申し上げながら、協議して参ります。

岸部会長： よろしゅうございますでしょうか。それでは、他にございませんか。どうぞ。

森吉町春日委員： たくさんあるんですが、ひとつずつ聞いていきます。4頁の在宅複合型施設管理運営事業というのが現行のまま新市に引き継ぎ、合併後検討するというのですが、どういう内容のもの、どの部分、どういう風にされるのかさっぱり分かりませんので、事業内容を説明していただけませんか。

岸部会長： 事務局でそのところ説明して下さい。たくさんの項目がありますので、それぞれ職員の方たちは、いつ聞かれてもいいようにすぐお答えできるようにしてください。

専門部福祉部会長： お答えいたします。在宅複合型施設管理運営事業、これはいわゆる福祉公社の管理運営に関する委託業務ということでございますので、施設は施設としてそのまま引き継ぐと、そのための委託業務。委託業務のあり方、そういったものを、管理に関する委託業務のあり方というものは新市に引き継ぐことでございますので、新市において検討していくということで...（一部というのはどういうことですか、全部でないのですか、の声あり）鷹巣町は、全体的な建物の管理は町で行っております。そうしたことで施設管理の一部というところです。

森吉町春日委員： そうすると福祉公社がいま借りているところの維持管理費と、そういう風に解釈してよろしいわけですか。

専門部福祉部会長： はい。それでよろしいかと思えます。

岸部会長： ちょっとお待ちください。簾内委員。

鷹巣町簾内委員： その福祉公社は大分問題になるかと思えますので、鷹巣の議員は分かっているかと思うんですけど、名前は福祉公社ですけど、全体図が分からないと思うんですよ。福祉公社が今、重要な事業をやっているとか、そして、どういう事業をやっているというのを他の町の議員の方に分かってもらわないと、ちょっと、これからいろいろ議論していくのに、その都度、じゃ、これはどうだどうだとひとつひとつなると思うんで、アウトラインについては当局から説明してもらった方がよいと思えます。

岸部会長： 分かりました。それはプリントして、今日中にお渡しいたしたいと思います。

森吉町春日委員： ぜひ会長さんが言われたように資料を提出していただきたいと思えます。例えば6頁、生きがい活動支援通所事業、それから8頁の外出支援サービス事業、9頁の家事援助事業、10頁の配食サービス、それから12頁の生活管理指導短期宿泊事業、まだあるんですが、これを見ますと事業内容を検討し、関係機関と調整を図りながら、合併時に実施するとなっていますが、これみな料金違う訳ですよ。事業内容が違います。それで合併時に実施するという。もちろん違うのは調整することはあるけれども、このまま実施するという意味でしょうか。それとも、同じような事業が例えば外出支援サービス事業とか家事援助とか、保険以外で出ないですよ。この共通の配食事業だとか、国の事業でありまして性格は同じなんです。実施する利用料金からみな違いますので、これ合併と同時にスタートする時に、同じ北秋田市の中でみな違う料金だと具合が悪いわけですので、統一するだろうと私は思って今、この調整内容見っていますが、具体的にそういう風には書いていませんので、どういう風になさるのか、調整内容をご説明願います。

岸部会長： はい、事務局。

専門部福祉部会長： お答えいたします。今、春日委員が述べた各種事業、介護予防、火災予防事業につきまして、いわゆる補助事業でございます。そうしたので基本的なそうした事業を実施しましょうと、ということで、後、細部の利用料等については新年度の新市の予算査定時までには調整図る必要があるんじゃないかなというところでございます。

森吉町春日委員： 調整ということは、要するに料金は統一するという理解で、私は思うんですが、如何ですか。

専門部福祉部会長： そういう方向で考えております。

森吉町春日委員： 生活支援ハウス入所事業も鷹巣町がかなり詳しく書いてありますが、うちの方もここに書いていますように、内容は規則に基づいてやっているわけですので、同じ事業に差があれば問題ですので、ぜひ統一して、調整されるようお願いいたします。

岸部会長： 他にございませんでしょうか。

(なしの声) よろしいですか。ありますか。どうぞ。

鷹巣町簾内委員： まず最初に、私は他の町からケアタウンのことについていろいろ質問が出てくるのではないかなと思って待ってたんですけど、具体的に出てこないの、私の方から、お話しします。まず、新市に移行するに当たって、現行のまま新市に引き継ぐということとなっておりますけれども、運営事業について。まず1つ目の質問です。鷹巣町では福祉公社の理事長に町長がなっています。これは財団法人福祉公社の1項の中に町長が理事長になるというのがありましてそうなっています。ですから他の町にも例えば町で委託、若しくは支出して、その金を出す方と受ける方の長を兼ねているというケースがあるかどうか。まず、そこから確認していきたいと思います。福祉公社の場合は、鷹巣ですので私も分かりますが、財団法人福祉公社の理事長には鷹巣町の町長がなるというの書いていますので、他の町でもあるかどうかについてお尋ねしたいと思います。まず最初にこれからいきたいと思えます。

岸部会長： それじゃ、町長の方から答えていただきましょう。

佐藤合川町長： 合川町です。私は一切兼務をいたしておりません。第三セクも在りますけれども、それも今言われたようなことから離れております。

松橋森吉町長： 森吉町の場合は、私が社会福祉協議会の会長を兼ねておりますので、一体的に進んでおるとい状況があります。

岸部会長： 阿仁町さんの方ではどうでしょうか。吉田助役さん、どうぞ。

吉田阿仁町助役： 阿仁町の場合、いま町長が席をはずしておりますので、社協とそれから、...福祉の関係だけでよろしいでしょうか。(これからのこともあるので福祉以外も.....との発言あり) 私が知っている範囲では、社協の会長、それから内陸線の社長とマタギの里観光株式会社の社長、その三ヶ所だと思いますけれども。

岸部会長： ありがとうございます。よろしゅうございますか。どうぞ。福祉に関するものに関してお願いします。

鷹巣町簾内委員： 福祉のことについて、鷹巣の福祉公社及びその森吉町の社会福祉協議

会を含めてお尋ねしている訳ですけれど、やっぱり、現在は鷹巣の町で問題になっているように、行政の長がそれを受ける団体、福祉公社の方の理事長を兼ねるといふ財団法人の規約でありますので、議会に予算を提案して、それを受ける方の長も兼ねていることは非常に不自然だということがいろいろ議論されてきました。その理由は、町にいて一般の議会で答弁するのは公平な答弁していると思うんですけども、今度福祉公社で公社の責任者として話し合いますとなると公社の約200何名かの職員の責任ある立場から言うと、町長という立場とは若干違うようなことになってくることではないかと思えます。従って新市に移行した場合は、やっぱり当然のように議会に提案して予算を審査してもらった場合は、それを受ける方の名前も又同じ市長が受ける方の責任者としてやっていくのは非常におかしいのではないかと、これは当然第三セクターにも言われることであって、それから福祉からそれないようにということですけど、私、反対はしないけれど、内陸線も当然、やっぱりどうしても黒字になるのが難しくこれから守っていかねばだめだけれど、これぐらい必要だということで出す方と受ける方が、同じ人がやっていくというのは、非常に不自然なので、当然、合併前にその話し合いをして、「兼ねない」という申し合わせが必要でないかと、いうことを感じますので、4町長間、管理者会でそのことについては話し合いしているのでしょうか、どうかということをお尋ねしたい。

岸部会長： それについては、具体的に話し合っておりません。合併時まで調整を図っていく、ということでございます。

鷹巣町簾内委員： そうだろうから、それはそれでいい訳ですけど、よそのことは分からないので鷹巣のことを言わせてもらいます。福祉公社に関して他の町とはかなり事情が違ふと思えます。重要事業とかを福祉公社に委託している訳ですので、その中で他の町村には老人、高齢福祉に関して大抵の場合、設置運営に関しては介護保険で対応するようにしていると思うんですけど、福祉公社に関しては、昨年までは2億6千万円ぐらいから2億8千万円ぐらいまでを介護保険事業以外に出している訳です。そして、それを1億減額して今1億6千万ぐらいになるんです。そうすると他の町では介護保険で殆どやっているにもかかわらず、これは土地を買ったとか、建物を立てる借金は別にして、鷹巣の場合違ふ訳ですので、それを合併時までに新市に引き継ぐということになると、福祉公社の経営に関して、これは大変な問題になるので、管理者で当然、話し合いしているのではないかと、もしくは、実務者の幹事会で話ししているんじゃないかと思えますけれども、そこについて話し合いしていたら内容を、どういう風にしていくのかということをお知らせ願いたいと

思います。

岸部会長： このことについては、特別、管理者の中では協議しておりません。やっぱりこれは当然、鷹巣の例をひとつ出しましたけれど、これ各町において議会で検討していかなければならないことだと思います。単に町長とか理事長という風な形で協議するのでなくて、議会と協議していかなければならないとだめだと思いますので、いずれ鷹巣の町の場合につきましては、新市に向かって方向性を決めなければならぬと、これはそう思っております。これは今はっきりしたことは言えませんが、相手もあることですので、よろしゅうございますか。町長が兼務しているたつて、今町長でなくなるのですからね。

鷹巣町簾内委員： だから聞いているんですけど、そこで当然、4町長、幹事会だけでなく、こと細かな具体的なことは幹事会とか、専門部会でやっていると思うので、そこで議題になってないかどうか。議題になっていたら、まず照会してもらいたい。

岸部会長： 分かりました。それでは吉田助役さん中心に。

吉田幹事長： 幹事会の方では、まだ議題にはそういう案件にはなっていません。

鷹巣町簾内委員： 私ばかり言う訳にはいけないので、もうひとつありますけれど、こういう例があるわけです。鷹巣にはグループホームふたつあります。そして町で委託しています。ひとつは社会福祉協議会、もうひとつは福祉公社です。そして、そのもちろんグループホームの土地、建物については町の所有です。その経営は先ほど言ったように公社と協議会に委託しているわけですが、介護保険プラス自己負担で間に合わなくて、トータルの運営費という感じで、グループホームひとつの施設に8人づついるわけですが、ひとつの施設には町単独で計算すれば、13万8千円、一人について、月にですよ。町の持ち出しです。それからもうひとつは14万5千円という町の単独持ち出しがあるわけです。介護保険、自己負担除いてです。ですからそのことを他の町の方が知ったら、どういう反応するか、他の方は事情知らないと思うので、議論ならないと思うんです。だからこれをこのまま継続していくということに簡単になって良いのか、事務当局ではやっぱりさらけ出して言わなければ、良いとこだけ見せて格好良い話しするのでなくて、実状を説明すべきでないか、検討するべきでないかということで、今話ししているわけです。

岸部会長： 最もだと思います。幹事会、それから専門部会で、まだそこまでは議論して

いないということですね。まだしていないですけれども、今、鷹巣町に限って申し上げますと、懸命にそれを少なくするように今努力をしているところでございます。

具体的にどうなるかということは、まだ申し上げられませんが、それぞれ入居している方の回答がいろいろありまして、交渉中でございます。公社分についてはそういった形にもっていきけるんですけれども、お約束できると思っていますけど。他の町村の方たちから何かご意見ございませんか。これ非常に大事な問題だと思います。

鷹巣町だけでしょうか。今のような問題は。そうだとすれば鷹巣町としては全力尽くしてそういう負担を新市にかけないように努力して参ります。

他にございませんでしょうか。どうぞ。

阿仁町山田(博)委員： 今の話しですね、合併という新しい形でもっていくということはいまお話しのように、現に既得権益なみたいなものにして新市と同時にぱっきり切るといふわけにいかない、まさに相手があることですから、と言ってそれ又ずうっと継続するという訳にいきません。できるだけその間、上手に、町としての、新市としての負担軽減ということのかかわりでございますので、調整をするその期間ですね、例えば3年ぐらいにしてやるのか、同じにするのか、どの辺にするのか、その辺の基本的なことだけは一応出しておかなければいけないと思います。だから、どうも今の話しを聞いていると肝心のところ、大事なところは全然議論、もう少し専門的なところですね、決めておられないように率直に受けるので、それではいけないということだけ意見として申し上げておきたいと思います。

岸部会長： 分かりました。専門部会或いは幹事会の方にも検討するようにいたしたいと思います。なお、鷹巣町につきましては、いまグループホームの話しありましたけれども、それにつきましても十分話しを進めております。

同じようなことが他の方では全く無いのでしょうか。私の方から言うのもなんですが、いずれそういうようなものを含めて全部洗いざらい出してやりたいと思っています。それから、今の3年間という話しがありましたけれども、私はもっと短い期間に皆さんたちと同じような形のものにして進めてみたいなど、こう思っております。ご承知のように介護保険は18年、来年一杯で又新しいの、制定される訳でございますので、その時までには調整できるようにもって行きたいと思っております。はい、どうぞ。

森吉町春日委員： いまの議論ですけれども、三位一体的な問題でも無いです。事例で申しますとうちの方では社会福祉法人の行楽会というのがあって、介護老人保健施設

とそれからグループホームと全て一体的な経営で、ところが福祉公社さんはこのまま北秋田市に引き継がれる訳ですけれども、ひとつひとつの施設の運営、以前の問題として福祉施設だけでなく、ホームだけでそうしたものを含めた管理運営が成り立っていないわけです。町から繰出しが出されていると。だから全く介護保険を受託したり或いは委託受けたりしている事業者はたくさんいるわけですが、そうしたものから見ても全くはずれてしまっておりますね。そして、経営が成り立たない補助がないと成り立たないという組織では初めから話しにならない訳ですよ。黒字を出して家族から安心して預けられている訳ですけれども。その原点に立ち返るようにひとつ大改革をして、スタートさせていただきたい。そして、特殊事情など無いようにしていただきたい。

岸部会長： 分かりました。他にございませんか。小林委員さん。どうぞ。

阿仁町小林委員： いまの関連なんですけれども、私そのことを冒頭質問したんですよ。今回修正された調整内容の赤い表示なっていますけれども、その中にはやっぱり合併時に実施するという表現になっています。来年の3月22日に実施するとすれば最低決められていなければならないので、その種のものも、この法定協に協議議案として、出されるのかということも冒頭伺ったのですよ。そここのところもう一回確認したいということ。もう一点、これは手前味噌で恐縮ですけど、うちの方にも温泉があるわけです。公衆浴場の無料券のことですね、調整内容の中では公衆浴場に限るということに名うっていますけれども、しかるにうちの方にある温泉、二つとも、これ公衆浴場の概念にかかわってきますけれども、私共の場合、お金をもらって、出して入ってくる公衆浴場、温泉もそれをやっているわけですね、400円もらって。ただ調整内容は公衆浴場に限るということは、公衆浴場に類しないということもこの圏域内にあるということになるんでしょうか。うちの方の打当温泉とかせせらぎ温泉も公衆浴場のところにはいるのか、その辺のところを教えてください。

岸部会長： 今の二点について、事務局の方で説明してください。

事務局： 最初の一点目でございますけれども、合併協議会事体はこういうケースの中で今後の新市に向けてどのような形でいくかと、いうことが大きな役割でございます。その上で、各委員からの協議をいただいて調整内容がこのような方法でいくというのを確認した上で、それに基づきまして最後まで作業をやって、こういう風なサービス内容でいきますよと、内容でいきますよという風なものを合併時までの中で随時報告すると、いうふうにした作業内容をこれからやる予定でございますの

で、いずれ主な46項目は審議して、そして確認していただき、それに基づいたものを今後、1月、2月まで随時、毎月一回なり協議会を開催して、そして明示していく方向です。その準備作業が事務局の役割又4町の役場職員の方の事務内容という風なことでございます。二つ目は、温泉の関係でございます。専門部からお答えします。

専門部福祉部会長： 高齢者の入浴券交付事業についてですが、ひとつひとつ見ますと鷹巣町においては、いわゆる公衆浴場のひとつの協定とございますか、そういったものが入っていないと思います。そうしたところで他町の場合は、私共専門部会並びに分科会の範囲内ではそうした公衆浴場というのは、他の3町には見受けられない訳ですが、しかしながら他の町には温泉等々あるんだという関係で、その辺の線引きをしたということでございます。最初に申し上げましたように公衆浴場の助成というのをひとつ入っていないということです。

岸部会長： 阿仁町さんの場合は、温泉という名前がついて、入湯税も取っているわけですか。いくつか温泉という名前がついても公衆浴場扱いになっているところもありますので。どうぞ。

阿仁町山田(賢)委員： いまの事務局の説明、ちょっと私、理解できない訳だけれども、既存の温泉があるわけですよ。保健所等の規定では、公衆浴場の定義の中に普通の温泉も入っているんじゃないですか。その点を聞いているんですよ。確か温泉は別だと、本当の昔からある公衆浴場だけを対象にしているのかどうかということを知っているわけだから、その点ははっきり言ってもらわなければ、これは森吉町でも、合川さんでもある。いろいろあるわけですから、その点、どういうことかということを知っているのです。

専門部福祉部会長： お答えいたします。この事業にあたって分科会、専門部会で議論したのは、まず、温泉は外しましょうということで、委員会でそういうふうな今のよう調整内容を出したところでございますので、ご理解願いたいと思います。

岸部会長： ただですね、山田委員が聞かれているのは、温泉という名前であっても公衆浴場的に利用されているのだと言うことで、それに対してはということのようですので、入湯税を取っているか、取っていないかだと思います。それはどうなのか、もし、分かっていたら教えてください。

阿仁町山田委員： 公衆浴場がない町ではこの恩恵を受けられないと、こういうことになっている訳ですよ、今の説明を聞くと。それでは不公平にならないのかと、温泉しか無い町もあるんです。それが当然、ここに示された公衆浴場の定義の中に入れてですよ、そして、そこの施設を利用した場合には、利用券を交付するというような形にさせていただかなければ、公衆浴場の無い町村では困るのではないかと、こういうことです。

岸部会長： 分かりました。それは、そうするともう一度検討することになりますね。どうぞ。千葉委員さん。

鷹巣町千葉委員： 今の問題も係わるんですけども、個別の事案が出てきている訳です。介護サービスの関係については、第三期の事業計画が17年度中に作られるという、こういう文言になっていますけれども、その計画がどういうメンバーで、どういう考え方で作られるのかというようなことが極めて大切なことである訳です。例えば、在宅介護、ホームヘルパーなどですけれども、鷹巣の場合、24時間体制でやっているわけです。よその町村では24時間体制でやっておりません。そして今の公衆浴場の、温泉の問題もそうですけれども、そういうことについて事務局だけで、調整をどうする、こうするという問題ではないようですね。やっぱり政策に係る問題として、首長方がこの問題は将来、市になった場合にどうやるんだという、そのところきっちり判断していただいて、そして、事務局に具体的な進め方をどうするかという、そういう協議をしていただくということ。そして私たちがその、首長たちが政策的にこう考えていることに基づいてこういうように実施したいということを示していただくということがこれからは大事になってくるんじゃないんですか。

岸部会長： そのとおりです。そのとおりですけれども、だから調整の方法というのを今聞いている訳です。それは新市になってからでも、そのために皆さんの議員の任期が1年あるわけでございますね。そういう風なのをここで審議していただく、という風なことでございますので、その様によろしくお願いしたいと思います。

今の問題、さっきの温泉ことでございますね、例えば、鷹巣町でも湯ノ岱温泉があるんですけども、温泉と名前がついて入湯税取っているけれども、本当に公衆浴場と同じなんです。だから多分、阿仁町もそういうのもあるんじゃないかなと聞きたいんですけども、しかし、おっしゃることはそうでなくて地域には温泉という名前の公衆浴場がわかりませんけれども、そういう風なものもひとつ公衆浴場と同じように考えてほしいと、こういうようなことでございますね。それはそのよう

に検討していただきたいと思います。その他ございませんか。なければ46号につきましては、こういう調整方法で進めたいと思いますが、よろしく願いいたします。

岸部会長： それでは、続きまして47号の児童福祉事業について、事務局から説明願います。

事務局： 児童福祉事業でございますけれども、調整内容が4つあります。1つ目が、公立保育所については、現行の通り新市に引き継ぐ。2つ目が、保育料については、合併時に統一を図る。3つ目が、国又は県等が定める制度については、この要綱に準拠しながらサービスの充実に努める。4つ目が、すこやか育児手当については、合併時まで調整を図る。というような4つの内容で、1頁が保育所関係でございます。2頁が、保育所関係に続きまして、その中に保育時間延長事業、これについては鷹巣町の例により、合併時に統一を図る。下の一時保育事業でございますけれども、これについては合川町の住所要件等を削除し再編の上、合併時に実施する。料金は、鷹巣町の私立保育園の例による、という風な調整内容でございます。3頁が保育料の概要についてでございます。ここでは各4町の保育料の算定が段階別に載せています。この中で保育料は、各層区分を7段階、年令区分を2区分として、合併時に統一を図る。そして具体的な保育料については、合川町の例により、合併時に統一を図る。ただし、阿仁町については激変緩和措置として段階的に引き上げ、3年後に統一した料金とする。それからへき地保育料については、鷹巣町の例により、合併時に統一を図る。口座振替は、森吉町の例により実施する、というふうな内容です。4頁でございますけれども、4頁には、放課後児童健全育成事業（学童保育事業）これについては、料金については森吉町の例により、合併時に統一を図る。損害保険料については実費負担とする。運営は、市直営で合併時に実施する、という風な内容です。下の方に、すこやか育児手当、先ほど長寿褒賞金の関係で、こちらの方に重点をおきたいという風なことでありますけれども、これについては、子育て支援の一環として合併時に統一して、一時金を支給する。金額は、第1子10万円、第2子25万円、第3子以降50万円とする。これについては、現在、4町に年間約200人のお子さんが生まれてございます。人口増の対策にはこれらの子育て支援の受け皿を作りながら、そして子育ての体制作りをしながらご理解図って人口増になっていけばと、という風なことでございます。そしてひとり生まれますごとに交付税の方にも算入が出来ますので、そういう風な歳入の確認も含めて新市においては、子育て支援という風なことで対応したいという風なことでございます。5頁については、母子・寡婦福祉会ですが、これについては合併後に調整を図る。

下の方の乳幼児健康支援一時預かり事業ですが、これについては、現行の通り新市に引き継ぐ。委託先については、合併後調整を図る。という風な調整内容でございますので、よろしくご協議のほどをお願い申し上げます。

岸部会長： それでは、ただ今の説明にご意見のある方は、具体的な議論として。どうぞ、三杉委員さん。

阿仁町三杉委員： 意見というよりもお願いですけれども、先ほどから長寿の祝い金を廃止しながら、子育ての方に力を入れていくというお話を聞きまして、本当にこれから有り難いことだなと思っております。4頁ですが、放課後児童健全育成事業のことでございますけれども、阿仁町では、何年も前から特に低学年を放課後学童保育的に来ていただきたいという要望がありまして、町とも話しお話ししてはいたけれども、なかなか実施できないでおります。それでこれを見ますと新しい調整内容の中に、新市に比べてとても良く出されるように具体的内容が示されました。それで、これを担当する事務局の方をお願いなんですけれども、今まで無いからといってそのままなくて、ぜひ、この阿仁町みたいにやりたくても出来なかったところに強力で働きかけかけていただきまして、合併して良かったという実感できるそういうことを、ぜひお願いしたいものだと思っております。よろしく願いいたします。

岸部会長： 分かりました。他にございませんでしょうか。檜森委員、どうぞ。

鷹巣町檜森委員： 老人福祉につきましては、あまり間口が広くて応答することが出来なかったと思います。実態からであります。大変厚く手当てをしているなという反面、何がなんだかわからないという状態のままで、このままよろしく願いしたわけですが、子供のことについてちょっと、何点かをお聞きしたいと思います。いま子育て支援の場合に、子供が出生すれば一時金を支給するというのが、これは果してどうかな、と思うことがあります。これは確かにお金を出して子供を生む人が果しているだろうかなということなんです。それは200万円出して生む人がいるのが分かればいいわけですが、果してこういうことする必要あるかと、ということなんです。そういうことが子育て支援金を出すよりは、放課後の児童の健全育成のための手当の方によく持って行って、鷹巣の場合では児童館というのがあるわけですが、まだまだそれで使われるという子供の数が十分に配慮されていないという風に感じております。ですから、特に核家族化をしておりますので、この面の配慮というものにももう少し重点をおいていただいた方が、総花的よりは良いのではな

いかなと思っております。

それから、保育所の定数割れの問題であります。これを言うと阿仁の山田さんに怒られるかもしれませんが、大阿仁保育所が、定員が25名で入所の定員が28名ということなんです。これは定数が割れてもいつまでも定員ということを守っているのは何か得策があるのかと、それから浦田保育園の場合も定員が45名で16名、まさに高等学校と同じような形態で、これで定数が割れて、果していいものなんでしょうか。この2点について、お伺いしたいと思います。

岸部会長： それでは、最初の子育て支援に方につきまして、専門部会或いは幹事会での討議の内容をお知らせ下さい。事務局の方でお願いします。

事務局： 最初の方の関係でございますけれども、放課後の児童の事業に重点をおいて欲しいと言うことですが、これについては、委員の、各委員さんの合意があれば、その合意をこの調整内容に盛り込んでいかなければ、それに基づいて新市の対応で重点施策という風な、これはどうしても政策的な問題も兼ね合ってきますので、事務レベルで出来るのは一定の方向を定めていただければ、そういう方向に基づいての対応は新市にいつの状況で可能でないかと、いう風な判断ぐらいしかありません。

それから、保育所の定数割れ、確かに定数割れしていることによって措置費なり非常に目減りする分、維持費がかかったりといろんな状況が発生すると思いますけれど、まず、現在の各施設については、合併後はそのままの状況で行きながら、あと新市の中でどうしても児童数の経過なり地域性の状況を含めていくと統合したり、いろんな対応などがこの中で出てくるわけでございますけれども、やはりこのまま新市に移行しながら、この中で経営的にはあんまり負担をかけないようにするためにどうすればいいか、というふうなのが主体となってくると思いますので、そういう風な形でのいろんなお知恵があれば、逆にいろいろ出して欲しいという風に思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

岸部会長： どうぞ。

鷹巣町檜森委員： 大変立派な答弁でありまして、私にはちょっと理解が出来ませんので、再度質問いたします。

子育て祝い金、出生祝い金なんですが、例えば200人とすると、10万円にしますと2千万円なんですね。真ん中をとって15万円にすると3千万円になりますね。これを子供、例えば、小学校に入った子供が、大変今核家族化していますのでそういう面に使ったら、子育てがもっとしやすい状態を作るといったことは、

私は子供を多く生む人が増える条件になるのではないかと思います。一時金でやったところで、これは解決策のひとつにならないので、こういう点は逆の発想をしてもらえるような方向性もっていただけないかということなんです。

それから定員割れ場合に、どうしても無理をせずうっと定員割れを続けておっても、定員という化け物の箱だけは守るということは如何なものかということをお尋ねしている訳です。もう既にいろんな既存の建物で対応を決めたところは、世の中の変化によって何もなさないことがあっても定員を守ると、世の中がそれでひとつだけでも、保育所の問題だけで解決する問題では無い訳だけれども、複合的に解決しなければならない時点になっているんですが、役所の場合にはそれは複合的に解決しなければならないことを保育所ひとつで解決しようと思うので、解決にならないので、この点、どういう風にして保育所というものを運営して行きたいという思いをもってこの定員を変えないのか。入所の子供が少ないのか、ということをお聞きしたい訳です。そうすると2点になります。同じことをお聞きした訳ですので、さっきと違う答弁をお願いします。

岸部会長： 答弁ありますか。事務局で。やはり今おっしゃるとおりだと思います。これこのまま引き継ぐというよりも、やはり新市において調整は図るとか、何かそれまでに図るとか何かしないと、今年度、新市になった時には変えないと無駄が非常にあると思います。定員があるから職員もそれに合わせて置かなければだめですよ。設立のものを、みんな、そうになっているということで、やはり定員にしておいて、じゃ、措置費なんか多くくるかということ、そんなことでなくて実際入っている人に対して来る訳でございますので、ですから、おっしゃるとおりだと思います。だからこれは新市の時にやはり調整するというようなことでどうでしょうかね。私はそう思いますけれども。ここの文言をどういう具合にしましょうか、皆さん。委員の皆さん。今、檜森委員さんはどうすればいいんですか。このまま新市に引き継ぐというのは、うまくないということですよ。

鷹巣町檜森委員： はい、そうです。いずれにしても学校の、公立学校も含めた中での考えが無いというと、合併の意義がなくなってきたということ、話したんです。学校を含めた中で、それから地域を含めた中で考えていかないと、保育所単独、学校単独ということでは無いということ、話させていただきます。

濱田阿仁町長： 阿仁町の立場から一言だけ、まずひとつは、今お話しありますように小中学校の学級の定員、これは法で決められておるわけでございます。それで保育所で定員が法で決められているかどうか、私も勉強不足でございまして、何歳児は何

人と、こういったところのあるものかどうか、勉強してみなければなりません。

それから、阿仁町の現状からいけば、高齢者比率が一番高い町でございまして、それで出生者する子供が一番、割合からいけば少ない町です。それでもやっぱり、今ここにありますような子供方が生まれておりますので、その親が子育てがしやすいような方法で、やはり保育所を、保育士の数も保育所に入所する子供の数によって、これが規定されてまいりますので、それでいずれ、保育所をふたつでやっていくか或いはひとつでやっていくかは、新市になってからいろいろ又検討していかなければならないことだと思うんですが、ただ今、会長さんからお話しありましたように子育ての次善の方策といったことについては、具体的なことについては新しい市でもって、いろいろ分析をして具体的計画を立ててもらいたいなと、そういうような調整内容の方が良いのではなかろうかと、こう考えています。

岸部会長： よろしいですか。新市において調整を図るということです。

鷹巣町檜森委員： それでよろしいです。ただ、この出生した第1子、第2子、第3子については、私は反対ということをつけ加えたいと思います。このぐらいのゆとりがあれば、全町の子育てという母親、それから核家族の負担ということを考えていきますという、何かしらもっと手厚い子供を生き育てられる環境をつくれる可能性が多いのではないかと思うのです。一時金でやると確かに、まあ喜びですからいいわけですがけれども、この一時金を与えたからといって、私、子供は生むとは思われません。断定をしているのはうまくないけれども、おめでとうというぐらいはいいと思うんですが、その2千万円になるか、3千万円になるか、4千万円になるかと分かりませんが、本当に子育てのためにもっと知恵を絞って、育てやすい環境をつくる方にまわしていかなければいけないと思うんですが、如何でしょう。

岸部会長： いろいろご意見あると思います。にわとり、たまごの関係で。山田委員さん、どうぞ。

阿仁町山田(博)委員： すこやか育児手当ですか、檜森委員、おっしゃられるように、1子10万、2子25万、3子以降50万ということは、どう考えてもおかしい話じゃないかと思います。今おっしゃられるようにお金を出すから子供をつくるということは、とんでもない話であって、やっぱり少子化が進み、どんどん子供の人口が減少して行くのであって、やっぱり育てやすい環境をどう作るかということの感じがしますので、もうちょっと再検討をしていただきたいと思います。

岸部会長： 再検討ということであります。千葉委員さん、どうぞ。

鷹巣町千葉委員： 私は、この提案が賛成です。やはり子供を生む、生まないは個人の問題ですから、そこまではとやかく言いませんけども、いかにして少子化を無くしていくかという、そういう考えに基づいて出されているとすれば、私、その考え方には賛成です。ただ、今話し出ましたように生んだ後どうするかという、子育ての問題は政策に係ることですから、やはりそういう政策については、さっきも私が言ったように4町の町長さんがこの地域づくりをどうするかという問題に係ることですので、そのことをどうしましょうかという相談をして、そして、事務局に検討していただいて、私たちに提案していただかないと、賛成の方も反対の方もおられると思うんですが、私はこの示された考え方には賛成です。

岸部会長： 他に、どうぞ、小笠原さん。

合川町小笠原委員： 今、この子育て支援一時支給金ですけれども、出された政策、やり方について批判するのは簡単だと思うんですよ。確かに子育て支援、どうしていくかというのは緊急の課題ですけれども、それに有効な方法、対案として出してそれを何に使うということであれば、私は良いと思うんですけれども、いまこの奨励するという意味で、この子育て支援の一時金を出したと、行政がその子供作るのに対して奨励していくと、そういう方向としては今、もちろん、これと合わせて生んだ後の施策も必要だと思うんですけれども、まず差し当たり、奨励していくという方向に、その気持ちの現われとしてこの施策としては私も賛成です。

岸部会長： 有難うございます。畠山さん、どうぞ。

森吉町畠山委員： 意見とかそういうことでは無いのですけれども、私は子供5人育てました。その時に、笑い話で、お金もらえればとかという、そういう笑い話には出るんですが、実際、一番大変だった時、やっぱり保育料とか、その時に一番に大変だったなど、確かその時に非常に有り難かったのは収入に応じた保育料に設定していただいたおかげで、私のような収入の少ない者でも、非常に少ない負担で子供が育てられたことに非常に感謝の気持ちでいっぱいでありました。子供が多い人に関しては、やはり保育料とかそういうことでひとつ行政の方で支援していただけないものかと思います。そういうことで、生んだ後の方に支援していただくということをお願いしたいと思います。

岸部会長： 有難うございました。他にございませんか。どうぞ、庄司委員さん。

森吉町庄司委員： 私は基本的にこの案に賛成であります。ただ、この育児手当の問題、例えば、保育料の問題、いまみんなやはり関連あると思うんです。今、千葉さんの政策的な面でこれから出てくる問題が当然ありますし、ひとつこの線を了解して、これについて秋田県は、今、全国一で少子化が進んでいる地域だと思うんです。ですから少子化をどうして止めるかという問題、又、教育の面でも関連あるわけですが、やはりこういう面、教育の面で出来るだけ財政の許す限り支援を行い、できればインフラ政策、若干遅れてもやっていくべきだと思います。私はこの案に賛成でございます。

岸部会長： 有難うございました。小林委員さん、どうぞ。

阿仁町小林委員： 法定協でいろんな事案を審議して、こと金額に係る問題でこのくらい、今回くらい4町の前例のない金額を出したのは、初めてだと認識しているんですよ。これはやっぱり事務当局、幹事会或いは首長さん方がひとつの政策として出したものと私は捉えています。10万、25万、50万の根拠、まずひとつ出してもらいたいということ。これは、私は町村の政策の一環として捉えているんですよ。新市の、これを全面的に捉えることによって、その後の子育て支援の予算が持てないということにも波及してきますので、もし大胆なその政策を出した根拠、事務局の方々、説明していただけますか。

岸部会長： これは、今の4町長会談でもいろいろ話しは出ました。しかし、これは根拠と言いましても特別根拠ないですよ。まず、生まれた時のご褒美みたいなもので、それで多くなれば多くなるほど子育てから生むに当たっても費用もかかるだろうと、いうふうなことで、最初から三番目が先に生まれてくるということもないでしょうから、一番目から順番にこう額をつけたという風なことでございますので、特別な理由はないです。どうぞ。

阿仁町山田(賢)委員： この地域の少子化の問題は、これから大変な課題だと思う訳です。そうした場合に、出来るだけ子供さんを生んでいただくと、生んでいただくためには市としても最大限の支援の体制を作っていかなきゃならないと、特に阿仁町の場合は保育料がなぜ安いかと、これは一人入った場合は我慢できるけれども、二人、三人と入るということになれば、1ヶ月の保育料の負担というものは相当の金額になるから、子育てを支援するために出来るだけ町の方では保育料の減免措置をとっ

てやってきた訳です。

それで、これから新しい市になった場合にも、この問題は出来るだけ子育てしている方々の経費の節減を図っていくような形で、行政運営をしていただかなければ、少子化の問題は私には歯止めがかからないじゃないかなという感じを持ちますので、特に阿仁の場合、保育料3年後には他の町村並に上げるということになれば、阿仁町の子育てしている方々も大変だといえますよ。そういう事もあまり受けないように、できるだけ財政の許す限りに軽減を図っていただくような、父兄負担の軽減が図られるような施策をここに盛っていただければありがたいなと、こう思います。

岸部会長： 分かりました。その辺のところはそうすると、項目的に言うところに入れていとお思いでしょうか。4 町長会談の中でも、まず子供さんを生んでもらおうと、生んでもらったらそれを大事に育てやすい環境にしていこうと、こういう考え方で進めてきた訳ですけれども、今山田委員さん、言ったようなことも十分含んで、この中に文言入れておいたらいいと思いますが、それぞれの項目にはそれなりのところが皆入っておりますけれどもですね。なにか特別ここにこういったことが良いということがありましたら。どうぞ。

森吉町春日委員： 基本的に私は、百歳のお年寄りにお金やるよりは、子供のための支援としてお金をやるのは大賛成です。今皆さん話ししておりますが、もうこれ以上子供を産む可能性がない人ばかりで議論しているわけで、もらう方の側のことを考えて見ますと、一時金で 50 万円、第三子以降もらえれば、今、森吉町が実施している第三子は入学までの毎月 1 万円をもらう金額多いですよ。助かるんですね、7 2 万円もらえるんですから。だからぜひ一時金でなくて、そういうような制度を考えて下さい。ぜひ、お願いします。

岸部会長： どうぞ。

鷹巣町簾内委員： 私も今、春日委員が言ったような感じで、確かに子育てについては一番目、いちばん手がかかって、二番目は一番目がこうであったから今度はこうやろうというので、三番目になれば手抜きしていちばん楽になると、三人のうちでは。ということも言われています。その時、その 5 0 万円という金をはっきり明記するのはいかがなものか、むしろ、私は生まれたらひとり 1 0 万円という格好で、2 子も 3 子も、そして、やっぱり保育園若しくは小学校に入学する時、2 0 万円とか 3 0 万円とか、今やっぱり小学校に入学する時かかりますので、これはまだ保育園の

ことで学校のこと入っていないんですけど、保育園若しくは小学校の時に入学祝い金を出すということの方がより助かるのではないかと思います。できれば、私はそういう風に一回で、生まれた時、10万円、25万円、50万円という格好は楽でいいけれど、生きた金にするには私は小学校入学と、これはこの後なると思うんですけれど、それから奨学制度とか、そういうのを考えるべきで、ただ生まれれば50万円、3子で50万円というのは分かりやすいけれど、ちょっと乱暴ではないのかな、私はやっぱりきめ細かくやるとすれば、その小学校入学とかなんかというのを考えて、実施していくのが本当だと思いますけれど、如何なものでしょうか。

岸部会長： 如何でしょう、皆さん。どうぞ。

森吉町桜井委員： 私も子供は3人おりましたけれど、やっぱり今春日さんや篠内さんが言ったように、私も税金でバツサリとやるというのはやっぱり問題があると思います。実際、経験上言って小学校、中学校に入るときの方がお金がかかる訳ですよ。で、うちの方の町でも月々、第三子から1万円、小学入学する前までありますけれども、やっぱりそういった長い目で見ての支援の方が良いのではないかなと、経験上そう思います。

岸部会長： 合川の町長さん。

合川町長： いろいろご議論があるようで、これは今までは高齢化の時代に入って百歳というのは非常に珍しかった訳でありますけれども、今全国的にも百歳になる人が非常に多くなったと、こういうことから、決してそれを軽視すると、こういうわけがありませんけれども、当たり前になった時代に百万円やるというのはどうかなと、こういうことから、それでは今少子高齢化、子供さん生む人が少なくなってきたと、こういう状況から、そういう意味で金額は別にして、子育て、いわゆる産むことから、育てるところまでそれに重点を置きましょうと、こういうことから、まず産む事に対して、金額は別でありますけれども、そういう政策的なその考え方で出しているところからありますので、金額については多い少ないの、先ほど申し上げましたように根拠がある訳ではありませんけれども、こういう風な設定の仕方をしたと、そして又、いろいろその育てるところに金がかかると、そういうこともそのとおりでありますので、私はやっぱり両方がみ合わせながらやっていくべきだと、こういう風にも思っております。

ですから子育て支援の調整方法の具体的内容については、子育て支援の一環として、合併時に統一すると、調整を図るとこういう風な文言にしたらどうでしょうか。

と言うのは、金額も含めてですが、森吉さんの例なんかも、もう少し検討させていただくということです。

岸部会長： よろしいですか。ちょっと話し違いますが、皆さんたちの中からも或いは町民の方たちからもさっぱり具体的なものが見えてこない、こういう話しがよく出るんです。それで具体的に出そうとすると今こういう具合になる。ですから、ここでは調整やっぱり調整方法を決めていかないと駄目だと思います。これ今やっているの、分科会、専門部会で同じことを一生懸命に検討しているのです。だからこれを専門部会でやっていくとすれば、これは1年も2年も、もっともっとこれ項目たくさんある訳ですからかかるんです。ですから、その辺のところをご了解いただきまして、この会ではその方向性、調整の方向を決めるという風なことでございますから、ひとつよろしく願いいたします。それでは、皆さんよろしゅうございますか。(はい、の声)それではそういうことにいたしまして、47号につきましては、終りたいと思います。

岸部会長： 48号のその他福祉事業ということで、事務局より説明願います。

事務局： その他福祉事業について(1)の方でございます。4つありまして、1つ目が、調整内容としては、社会福祉協議会については、社協の合併の動向により、速やかに調整を図る。2つ目が、委託事業については、社協含む民間等が独自に事業所指定を受けて事業展開できる事業(支援費制度及び介護保険制度によるホームヘルプ事業、デイサービス事業等)は、独自に事業所指定を受けるよう求め、合併後の委託事業とは、しない方向で調整を図る。3つ目が、社会福祉協議会の負担金・補助金については統一した算定基準を設け、合併後の財政計画等を踏まえながら速やかに調整を図る。4つ目が、事業主体が市町村と定められ、運営のみ委託している事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。それから4頁でございます。その他福祉事業(2)の調整内容が乳幼児福祉医療事業(町単独事業分)については、合併時まで調整をはかる。以上が調整内容でございますので、よろしくご協議のほどをお願い申し上げます。

岸部会長： それでは、ただ今の48号につきまして、ご意見を伺いたいと思います。小林委員、どうぞ。

阿仁町小林委員： 直接住民福祉に係ることですので、この案出る前に、出す前に各町の社会福祉協議会と折衝したかどうか。そういう中から出た案であるかどうか説明い

ただきたいと思います。

岸部会長： それでは、事務局の方で。

事務局： 4町の社会福祉協議会の事務局の方と専門部会、分科会の方でそれぞれ会合を持ちまして、そして具体的内容を明示しながらその辺のいろいろご指導を得ながら対応した次第でございます。

岸部会長： よろしゅうございますか。それでは他にございませんでしょうか。どうぞ。

森吉町春日委員： 最後の乳幼児の福祉医療事業ですが、鷹巣町はやられていないということのようですが、合併時まで調整を図るとなっていますが、大部分がおそらくこの合川町や森吉町のやり方に合わせるのではないかなと思うんですが、そういう調整方法でよろしいですか。それとも違う方法ですか。

岸部会長： 専門部会の方での意見はどうであったでしょう。

専門部住民部会長： お答えいたします。鷹巣町を除く3町で実施されておりますけれども、助成年令、所得制限以外の取扱いに差異が見られております。子育て事業の支援事業にも係って参りますので、町単の嵩上げ事業ということもございまして、これを実施することによって豊かな町という風に県より判断される可能性もございまして、その点を考慮しながら今後検討して参りたいということでございます。嵩上げした場合、過去3年から5年まで、財政担当との連携を図りながら、そういう目減り分を計算しながら調整したいと、いう風に考えております。以上です。

岸部会長： どうぞ。

森吉町春日委員： 県や国の言い分というのはいつもそうなんですよね。片方では県の最重要課題が少子化対策だといっておきながらこうなんだわけですよね。ですから、あなた方負けないで理屈やっぴりこねないとだめですよ。秋田県一のここ、過疎と高齢化、少子化の地域でしょう。今までの制度やっぴりこれ継続していかなければだめなんですよ。ぜひ頑張ってください。

岸部会長： 激励を受けまして、次に何かございませんか。どうぞ。

鷹巣町檜森委員： 今の関連なんですけど、鷹巣の町には該当なっていますが、そうすれば私の方、入院すればただだけれども、どうしてこうなるんです。町で全部負担をしていただいているでしょ。これとの関連性はどうなっているものですか。

岸部会長： 事務局でお願いします。

専門部住民部会長： これは所得制限の中で、所得制限を越えた分に関して町単で給付しているというのが、3町の実態でございます。ですから、所得制限内であれば、それは鷹巣もやってございますけれども、そういうことでございます。

(分かりましたの声)

岸部会長： 他にございませんか。どうぞ。

鷹巣町檜森委員： これは分からないということでお伺いします。3頁の、町の補助事業の中で、鷹巣町は負担金、3町の場合には補助金ということになっていますが、負担金と補助金はどこ違いますか。

岸部会長： 事務局の方でどうぞ。

社会福祉分科会長： 社会福祉分科会の柴田と申します。私の方から今の点につきましてお答えしたいと思います。負担金・補助金の区分ですが、負担金であれば義務化されているものを負担金という風に通常申し上げております。それから、奨励的な部分或いはいろんな行事を奨励するとか、その会の活動を奨励するとかということであれば、補助金という風になりますが、社会福祉協議会につきましては、ごらんのとおり3町は補助金、鷹巣町は負担金ということで対応しておりました。現実はこの状態でありましたので負担金・補助金という風に分けておりますが、実態は社会福祉協議会に対しては、町村からの義務的負担というのはないので、補助金ということになります。ご了解いただきたいと思います。(分かりました、の声)

岸部会長： 他にございませんか。よろしゅうございますか。どうぞ。

鷹巣町簾内委員： まず、1頁の1番、社会福祉協議会、社協の合併の動向により速やかに調整を図ると、いうことでありますけれど、これは又、私は他の町のこと良く分かりませんが、社協のここの役員定数があるわけですが、鷹巣の場合は、この社協とケアタウンとか、いろいろその理事、他の施設の理事を兼ねている人が

たくさんいます。ですから、まるで福祉に関してはそういう人たちが独占的にやっているような感じで、介護保険にも係り合ってきているし、特定な人に集中しているような感じします。ですから、社会福祉協議会が合併して一本になっていく訳です。あまり他の施設の理事となんかと兼ねないようにしてもらいたい。そうしないと、今までいろんな議論してきた中で競争相手だとか、社協と、例えば福祉公社、競争相手に、民間が入ってこれば民間が競争相手になっておることで、サービスの競争でなくて、これから高齢者多いわけですけど、奪い合い、恐らく民間の業者も入ってくるだろうから、出来るだけ民間の方が入ってきて、サービスの競争してもらって、競争した結果、町民が選べるようになるのが本当であって、あっちこっちの理事を兼ねたりするのは、非常に弊害あっても一利なしと、私は思うので、そこら付近について、皆さんはどう思うのか、他の事務当局でも管理者の皆さんでもどう考えているか、出来るのなら合併時の調整でなくて、兼ねないようにしてもらいたいと思います。

岸部会長： 如何でしょうか。非常に人口も多いし、いろんな人も多いのに兼ねているのも鷹巣だという風なことでございます。他の方はどうぞございましょう。やはりバランスよくいろんな職種或は双方の方たちからいろんなことを兼ねてやっていると、いう風なことでございます。(鷹巣だけの声)鷹巣だけです。分かりました。そういうことのないように。どうぞ。

鷹巣町檜森委員： いま簾内委員さんから話しをされておりましたように、出来るだけ多くの人の考えを反映するという意味で性格は同じようなところのは、兼務すべきじゃない、そう考えております。以上です。

岸部会長： 春日委員さん、どうぞ。

森吉町春日委員： 3頁のところの確認のためお尋ねします。多分、鷹巣町さんでは社協の運営費を義務的に払っていたと思いますが、運営経費を払っていたから負担金であった、こういうような説明のように私は聞き取りました。今後はその義務的なような負担金ではなく、他の3町のように、例えば事業についての補助金と、そういう風になると理解してよろしいですね。

岸部会長： どうぞ。事務局で。

事務局： はい、先ほど話ししたとおり、補助金としたいということが結論であります。

岸部会長： 他にございませんか。よろしいございますか、48号につきまして。

（はい、の声あり）

それではそのように取り計らっていただきたいと思います。

岸部会長： それではその次、49号の保健衛生事業について、事務局より説明してください。

事務局： それでは協議第49号の保健衛生事業でございます。調整内容が7つありまして、1つは老人保健事業等については、現行の内容を基準に住民の健康増進を図るよう調整を行い、合併時まで一元化し実施する。2つ目が、母子保健事業については、現行の内容を基準に住民の健康増進を図るよう調整を行い、合併時まで一元化し実施する。3つ目が、予防接種事業については、現行の内容を基準に住民の健康増進を図るよう調整を行い、合併時まで一元化し実施する。4つ目が、健康日本21地方計画については、新市移行後速やかに新市の計画を策定する。5つ目が、へき地医療支援業務については、現行のとおり新市に引き継ぎ、一定期間を置いて医療受診困難地区の再検討を行い統一を図る。6つ目が、在宅当番医制事業については、新市に引き継ぎ、参加医療機関については、移行後速やかに調整する。7つ目が、阿仁町立病院及び合川町国民健康保険診療所の使用料及び手数料については、合併時に統一を図る。以上が調整内容でございますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

岸部会長： ただ今の第49号につきまして、ご意見をお聞きしたいと思います。保健対策事業もたくさんある訳でございますけれども、ご意見ございませんか。どうぞ、小林委員さん。

阿仁町小林委員： わが町のことで不勉強ですけど、1頁の、調整の内容の7項の1番下、阿仁町立病院、合川町国保診療所の使用料及び手数料については、合併時に統一を図ると、手数料は分かるんですけど、使用料のたぐい、どういうものかちょっと教えてください。

岸部会長： それでは阿仁町の使用料に限らず、診療所の使用料といったことで、どういうものでしょうか。

事務局： 5頁から使用料、それから手数料それぞれ区分して書いておりますけれども、

そのような内容でございます。

岸部会長： 5頁にあるというようなことでありますけれども、よろしゅうございますか。

それぞれ項目と料金が書かれております。他にございませんでしょうか。

(なしの声あり) これは国、県の方で決められてきたものですからそんなに違いはないようです。たくさんありますけれども、ご意見ございませんか。

(はい、の声) それでは、この件につきましては、49号はこのとおりに調整を進めていただくということにいたします。

それでは、お昼にいたしたいと思います。午前中、連続でご苦労様ございました。午後1時に再開いたしますので、よろしく願いいたします。

---

(これより、午後の協議会)

岸部会長： それでは、午後の協議を始めたいと思いますが、先に鷹巣町の福祉公社につきまして、資料が皆さんのところにいると思いますので、それについて説明を事務局の方からお願いします。

高齢者福祉分科会長： 鷹巣福祉公社の事業の内容につきまして、私の方から説明していきたいと思います。皆さまの、お手元のところの方に平成16年度の各事業の基本方針という資料を配布させていただいております。介護老人施設、介護保険制度でやっております介護老人施設、定員80名で老険を行っております。それから短期入所生活介護、ショートステイですけれども、こちらの方は介護保険制度で行っているもの、それから介護予防の関係で生活管理指導、短期宿泊事業という2つのショートの方をやらせていただいております。それから3つ目、ケアタウン、通所介護サービスとなっておりますけれども、ここはケアタウンの中でやっている通所介護、サービスとなっております。定員は30名でやっております。それから4番目、在宅介護支援センター、こちらの方は介護予防の施策の中でやっております。それから5番は、居宅介護支援事業、ケアプランの作成業務方を、こちらの方でやっております。それから6つ目としまして、配食サービス、フードセンター鷹巣内で配食サービスの方を提供しております。一食400円で提供しているサービスになります。それから7つ目といたしまして、補助器具センター鷹巣の運営になります。介護保険に定めます福祉用具の貸与の業務をここでやっております。それから8つ目といたしまして、痴呆対応型協同生活介護、痴呆性高齢者のグループホーム、8名の定員でやっております。町の中心部にございます。それから9つ目といたしまして、これも町の商店街の一画にございますが、訪問看護ステーションをやっております。介護保険に定める訪問介護ステーションの方を運営しており

ます。それから10番目ですね、生活支援ハウス、高齢者生活福祉センター、もとの高齢者生活福祉センターになりますけれども、生活支援ハウスをやっております。サポートハウスの住居、住居部門は定員20名でやっております。それから地域交流部門、こちらの方は10名の定員でやっております。個室が30ございまして、生活支援ハウスの住居部門が20、それに県の単独補助の方で作りました地域交流スペースの方が10ございます。それから11番目といたしまして、同じくその生活支援ハウスの中にセンターハウスがございます。そちらの方で通所介護、デイサービスの方を行っております。定員の方は20名になります。それから12番目といたしまして、フードセンター鷹巣、昨年オープンいたしました身体障害者の通所授産施設になってございます。こちらの方は学校給食センターの方と併設ということで、こちらのフードセンターの方で授産の方をやっております。身体障害者の通所授産施設の方は定員が20名になっております。総合医療という形で身体障害者の方が16名、知的障害者の方が3名精神障害者の方が1名という割合で県の方から承認をいただいて20名の定員で行っているところです。それから13番目といたしまして、子育てサポートハウス運営事業です。鷹巣町役場の後ろの方に元の法務局の土地があるんですけども、そちらの方で子育てサポートハウスということで、ワンパークという名称で行っております。今年の4月から行っております。それから鷹巣福祉公社の実施事業という形で14番目、相談助言情報提供事業というのを行っております。主に賛助介護の確保になってございます。それから15番目としまして、地域交流事業、フードセンターとの連携とか、障害者の社会参加促進とかいう形で地域と交流するための事業を展開しております。それから管理部門といたしまして、施設管理になります。こちらの方に関しては修繕等、ケアタウン鷹巣の修繕、維持管理の関係をやっております。それから17番目の公社管理といたしまして、理事会とか協議会の実施事業とか、そういった形のものを行っております。ここに全部で17の事業の方が記載されております。私からは、以上です。

岸部会長： ただいま説明あったわけですけど、何かご質問でもあれば。簾内委員、どうぞ。

鷹巣町簾内委員： 職員の人数について各部門ごとに書いてありますけれども、トータルで書いていないので、まずトータルを教えてください。

岸部会長： それじゃ事務（担当）の方になりますか。他に質問ございませんか。どうぞ。

鷹巣町簾内委員：いいですか。ついでということですが、この福祉公社の中にサービスがサポートハウスとそれから老人保険施設の中のショート部門と二つありますけれど、その違いの決め方はどうしていますか。つまり、被保険者が選んでそういう風に私はサポートハウス、私は福祉公社のショートの方が良いということを決めているのかと、これがふたつ目。もうひとつ、議会でも話題になっていますけれど、公社のサービスと全く関係のない訳ですけど、公社を建設するにあたって当然発注して設計者が設計して、それに基づいて工事やったわけですけど、福祉公社全体の周りに車イスかなんかの外で運動できるようなスペースとして、約1,000㎡ぐらいの枕木で作った場所が15箇所ぐらいあるわけですけど、それが殆ど腐っているため、将来は変えなければだめだと、それが2千7百万円から3千万円ぐらいになり、撤去してそれにかかるという議会の答弁ありましたけれど、私は合併の前に来年の3月21日以前にやっぱり町で責任をもって直して、それから、これからあまり費用がかからないようにしてやっていくべきだと思う訳ですけど、その辺については、この協議会の中の事務段階で話し合いしているものでしょうかという、この三つについてお伺いします。

岸部会長： 最後の方、私の方からお答えしますが、それは、恐らく事務段階では話しになってないと思います。私の予定といたしましては、秋にでも直すように9月議会に諮りたいと思っておりますので、それは合併の新市方には持ち込まないようにしたいと、こう思っております。それでは、あとは事務当局の方でお願いします。

高齢者福祉分科会長： まず、事業ごとに総数を足しあげますと211名になります。各臨時とかパートの数、まだ出していないんですけど、もう少し時間をいただきたいと思います。それから、ショートスティとの振り分けは、まず、定員がございまして、ケアタウンの方が30名、サポートハウスの方は20名になっております。それで、サービスの方を利用したいという時にはその空き状況を見ながら、又、利用者の皆さんのご要望をお聞きしながら、ケアマネージャーさんと一緒に、ご家族の方、利用者の方、お話し合いした上でどちらかに行くかというのを決定しております。あと、総数についてはもう少しお時間をください。

岸部会長： よろしゅうございますか。それでは又後でそちらの方、出ましたら報告してもらうことにいたします。

岸部会長： 協議第50号の農林水産関係事業について、を議題といたします。事務局よ

り説明願います。

事務局： 農林水産関係事業でございます。調整内容が8つあります。1つが、農林水産業の振興に関する各種計画については、新市において新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。2つ目が、農業振興地域については、現行のとおりとし、新市において速やかに新たな農業振興地域整備計画を策定する。3つ目が、農業融資制度については、農業経営基盤強化資金（スーパーL）は鷹巣町の例による。その他の資金は現行とおり新市に引き継ぐ。4つ目が、生産調整関係事業については、合併時まで調整する。5つ目が、林業関係事業については、現行内容を基準に新市において調整する。6つ目が、畜産関係事業については、家畜防疫事業は合併時まで調整する。なお、町営放牧場は現行にとおり新市に引き継ぐ。7が、土地改良事業については、継続中の事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については、事業採択時に新市において調整する。8つ目が、内水面漁業振興については、現行のとおり新市に引き継ぎ、事業内容は新市において調整を図る、ということで1頁から5頁までが、今話しました8の項目ごとについておりますので、よろしくご協議のほどをお願い申し上げます。

岸部会長： それでは皆様から意見を賜りたいと思います。どうぞ、畠山委員。

森吉町畠山委員： 3頁の畜産関係のところ、家畜防疫事業でございますけれども、いま一番畜産関係が、近年いろんな病気が蔓延している部分で非常に農業が脅かされている部分がある訳です。それでこうしたものが予測できない状況の中でBSEですとか、鶏インフルエンザですとか、そういうものは防疫が先にあっても、皆さんご承知のようにニュースに出たような病気が蔓延しているわけです。だから防疫を最低、助成して徹底してもらおうということをお願いしたいと思います。

それから、もし、病気が出た場合、畜産は専業農家として大きい農家が、あとは、後お年寄りが複合でやっている農家と二つに分けられますけれども、もしこれが、病気が何らかの原因で病気が蔓延して、全部廃棄処分しなければならないという風な時に、その農家を救済する手立てというようなこともある程度、国、県、町も含んで助成してもらえないかと、そうしないとやはり畜産農家の場合は特に専業農家の場合は規模が大きく生産額が大きいものですから、一軒やめただけでも地域の農業生産に大きい影響を与える訳ですので、又、近隣の農家に与える影響も大きいですし、予想が出来ない防疫事業に関しては、ひとつ新市で調整して助成して下さるようお願いしたいと思います。

岸部会長： はい、分かりました。それはそれじゃ、事務局の方ではいまの件をどこかに入れておいて下さい。他の項目になりますが、どうぞ、庄司委員。

森吉町庄司委員： 関連してですが、これ鷹巣と阿仁の話し、ということになっている訳ですが、実際、予防注射を毎年やっているけど町は直接関係してないと、個人で、畜産農家個人で払っているという意味なのかどうか。ひとつお答え願います。

岸部会長： それでは、事務局の方でお願いします。

専門部産業部会長： 産業部の方からお答えを申し上げます。いま畜産関係にかかわるいろんな疾病の発生というのは、現状からいきますと大変広範囲に心配される項目になります。今現在、家畜保健所がその自衛防疫に関する事務局を行っておりまして、それに係る行政関係機関がその疾病時における防疫体制を万全な体制で構築するというような体制作りで、常に準備が整っておるところでございまして、今ご指摘の家畜防疫事業に係るこの鷹巣町並びに阿仁町さんの家畜防衛事業に係る体制は常にとられてはおりますけれども、予算の関係並びにその取り巻く家畜数の問題などいろんな諸問題になりまして、1 概的に4町の枠組みの中で防疫事業が統一化されていないというのが現状でございまして、如何なる状況においても家畜保健所を主体にして防疫体制が構築されるということで、ご理解をお願いしたいと思います。

岸部会長： 2町で手数料を助成しているか、していないかという点はどうですか。

専門部産業部会長： 今ご指摘のアカバネ病に関する手数料が鷹巣町と阿仁町ところでは行われてないということでありまして。

岸部会長： そういうことだそうです。他にございせんか。ご意見ございせんでしょうか。(なしの声) よろしいですか。それでは、第50号につきましては、これで良いということです。ただ、防疫或は救済という風なことについては充分意を汲んだ施策をするようにと、いうふうなことを言っておきたいと思えます。

岸部会長： それでは、次に移りたいと思えますが、51号の都市計画関係事業について、事務局よりご説明願います。

事務局： 都市計画関係事業の調整内容は、3つありまして、1つが市町村都市計画マス

タープラン及び都市計画区域マスタープランについては、現行どおり新市に引き継ぐ。ただし、新市の上位の計画策定後に調整する。2つ目は、都市計画審議会については、合併時までには再編する。3つ目が、都市計画区域及び用途地域等については、現行のとおり引き継ぐ。ただし、新市の都市計画マスタープランに基づき調整をする、ということで1頁から3頁までなっております。よろしくご協議のほどをお願い申し上げます。

岸部会長： それでは、ただ今の説明に対するご意見、お願いいたします。

(なしの声) よろしいですか。それでは無し、ということで51号はそのとりにいたします。

岸部会長： それでは引き続きまして、協議の52号の建設関係事業について事務局の方から説明願います。

事務局： 建設関係事業の調整内容は4つございます。1つ目が、町道については、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、町道の認定基準については、合併時までには調整する。2つ目が、除雪体制については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において除雪計画を策定する。3つ目が、道路占用料は、合併時に、道路法施行令別表「乙地」に定めることで統一する。4つ目が、公営住宅等の家賃については、現行のとおりとする。このような内容でございますので、よろしくご協議のほどをお願い申し上げます。

岸部会長： それでは、皆さまからご意見を賜りたいと思いますが、どうぞ、春日委員さん。

森吉町春日委員： 2頁です。市道の認定基準ですが、4町のうち、町道の認定基準は合川、森吉が無い訳ですが、調整するとすれば基準を設けるのか、設けないのか、どっちなのでしょう。

岸部会長： 事務局の方で。

専門部建設部会長： それでは建設専門部の方からお答えいたします。今ご指摘のように2町だけが設けておる訳ですが、新市においては基準を設けたいと、それで幅員については、4m以上、これは建築基準法をクリアするためには4m以上となりますので、幅員は4m以上にしたいというのが、意見でございます。それから延長につい

ては、設けないと、その方向で考えております。以上です。

岸部会長： よろしゅうございますか。どうぞ。

森吉町春日委員： そうしますと、これまで認定なっている道路はそのまま市道になる。  
新たに認定する場合、この4 m以上という基準に照らし合わせて認定すると、こう  
いうことですね。

専門部建設部会長： そうです。そのとおりです。

岸部会長： よろしゅうございますか。他にございませんか。どうぞ。

森吉町桜井委員： 鷹巣町の例で幅員がまず4 m以上となっていますね。ところが建築基  
準法の関係から行くと、これは法面の関係がありまして、4 mとばっちりだと認定  
基準というか、建築基準法から行くとだめなのではないかと思うんですが、いかが  
ですか。法面、4 mばっちりだと法面関係なくなるので確か、法面をいれた道路幅  
にしておかないと、建築基準法の関係でちょっと引かかるのでないですか。

岸部会長： はい、どうぞ。

専門部建設部会長： 有効幅員で、4 mということになります。

岸部会長： よろしゅうございますか。それじゃ、他にございませんでしょうか。簾内委  
員。

鷹巣町簾内委員： 3頁です。除雪関連ですけれど、合川と阿仁町は関係職員ということ  
で除雪に当たっているようすけれど、私の独断と偏見ですけれど、阿仁町は除雪が  
一番とか、上手だと、一般に私は聞いています。鷹巣が一番下手だと、そう聞いて  
いますけれど、この際、鷹巣もそういう風にしてもらいたいというのは、やっぱり  
高齢者が、秋田県のみならず日本で最も多いところですので、そして、そのお年よ  
りの方の、一人暮らしが多くなってきている訳ですので、特にこの除雪は上手だと  
いうところもある訳ですので、それに見習うようにしてもらいたいと思います。そ  
のためには、どういう風にすればいいのが分からないけれど、当然延長面積多いの  
で、委託業者必要なのかもしれないけれど、除雪事業はこういう風にしてやってい  
るかというのを調査して不便をきたさないよう十分やってもらいたいと、検討して

実行してもらいたいということ、特にお願いしたいと思います。

岸部会長： はい、分かりました。阿仁町さんを見習って全市が同じようになるようにいきたいと、こう思います。これはよろしゅうございますか。他にございませんか。  
(なしの声) よろしいですか。それでは52号につきましては、このとおり認めていただくことになりました。

岸部会長： それでは、53号の学校の通学区域について、を議題といたします。事務局の方から説明を。

事務局： 学校の通学区域の調整内容でございますけれども、町立学校の通学に区域につきましては、当面現行のとおりとし、必要に応じて新市において調整する、というふうな内容でございます。資料については、1頁から8頁までそれぞれ小学校、中学校に分けて資料を提示しておりますので、よろしくご協議のほどをお願い申し上げます。

岸部会長： ただ今説明あった訳でございますが、通学区域に関しましてご意見を賜りたいと思います。檜森委員、どうぞ。

鷹巣町檜森委員： 現状の学区についてお書きなされたわけですが、新市の構想中にこの学区の問題が取り入れられておりますか。今後どうするかと、こうするかという考えかたは新市の構想の中に入っておりますか。ちょっと先走った質問になるんですが、入っておりますか。

岸部会長： はい、事務局。

事務局： 今のお話しでございますけれども、今後の計画に入っておりますが、あくまでも現行のとおりというふうな状況でございます。

鷹巣町檜森委員： そうすれば、これについてはこのままで結構ですが、新市の構想の中にもこの学区という考え方はありますか。

事務局： 新市のこの通学区、統合を含めてということでしょうか。通学区というお話しの内容というのは。(それを含めての声)現時点では、専門部会も分科会もそこまではまだ踏み込んでおりませんけれども。

鷹巣町檜森委員： 分かりました。

岸部会長： 他にございませんか。現在の学区は当面このままで、そして、新市になって必要があれば、討議するというところでございますけれども、他にございませんでしょうか。(なしの声) よろしいですか。はい、有難うございました。それでは、53号につきましては、このままというふうなことで調整することにいたします。

先ほどの簾内委員からの質問の件ですが、福祉公社の職員の方まで出ましたか。それじゃお願いします。

高齢者福祉分科会長： 総数211名のうち、正職員が139名、臨時職員が27名、パート職員が45名の内訳になります。

岸部会長： よろしゅうございますか。それでは、次の第54号の学校教育事業について、事務局の方から説明下さい。

事務局： 資料の3の中で、3頁の合川町のところの山村入学、これの訂正が載っておりますので、その訂正のとおりとしてもらいたいと思います。

もうひとつ、訂正がひとつあります。1頁、事務局の方で変更してなくてまことにご迷惑かけております。一番下の、公立合川高校組合のところの右の方の調整方針の具体的内容でございますけれども、新市において検討するとなっておりますけれども、これを削除いたしまして、新市に移行するという風に記載をしていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、調整内容でございますけれども、1つ目の大きい項目の中で、学校教育関係事務及び事業については、引き続き教育の質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図ることを基本に、次の区分により調整を図る。ということで、1つ目が、現行のとおり新市に引き継ぐもの。2つ目が、合併時まで調整するもの。3つ目が、新市において調整するもの。という風に別けております。それでは下の方の教育委員については、委員は法令の定めるにより5名とする。報酬及び給料は、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。

あと、教育センターについては、新市において、教育センターとして新たに設置する。それから、下の方に鷹巣阿仁部教育事務協議会があります。これについても、ひとつご訂正願いたいと思います。合併時に、「に」がありますけれども、合併時まで廃止の方向で調整すると、ということは、この中に上小阿仁村も入っておりますので、まだ、教育事務協議会としては、上小阿仁含めての調整を、まだやってい

ないということでございますので、ご了承いただきたいと思ひます。

あと、2頁は遠距離通学事業費の補助事業、それからスクールバスの運行事業。3頁が、町立幼稚園と山村留学。4頁が奨学資金事業、5頁が学校給食事業というふうになっております。6頁が学校統廃合それから校舎建築、寄宿舍の設置等を含めております。以上、調整内容を含めながら、ご協議のほどをよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

岸部会長： それでは、学校教育事業についてのご意見を伺いたいと思ひます。清水委員、どうぞ。

鷹巣町清水委員： 私は、この遠距離通学の補助のことで、よその町でやっているのが、今この中にある訳ですけれども、鷹巣のように現金で支給しているというところが他町にもあるのかどうかと、現金で支給している部分がなにかというと、これは生活バス路線の赤字に対しする見返りが全然みられない線です。鷹巣町はそういうことをやっているんですよ。いくら話してもこれを直してもらえない。やっぱりこれは定期券で支給すべき或は回数券なり、そういうもので、会社に対してやらないと、赤字路線の額がはね返ってくる訳ですよ、町に対して。会社に対して、歳入になっていないですから、こういう点で鷹巣町の見直しをすべきだということ、再三申し入れている訳ですが、鷹巣町はやっていない。まあ、一部はやっていますけれど、バス路線によってやっているところとやっていないところがあるということは、よその方はどういうものでしょうか。どこの町村も今は赤字路線に対しする町村負担が来る訳ですから。あったら説明願ひたいと思ひます。

岸部会長： 他町の状況、ここにも書いていますけれど、この他にもなにか追加して話しることがありますか。専門部会の方で。じゃ、堀部会長、どうぞ。

専門部教育部会長： 教育専門部会の堀部です。この遠距離通学費補助について、協議内容からご説明したいと思ひますが、通学距離が4 km以上の児童、それから6 km以上の生徒、これは小学校4 km以上、中学校6 km以上という国庫補助の基準がありまして、それにしたがってという形で協議しましたが、合併時に調整する。4 k、6 k以上については運賃相当額を支給額すると、合併なると列車も考えられますが、バス、列車の運賃相当額で支給する方向で検討しようということで話し合われました。

岸部会長： いいですか。

鷹巣町清水委員： それは十分、分かっています。ただ、無駄な補助金の支給方法をやっているということなんです、私の言いたいのは、赤字路線バスに跳ね返ってくるような支給方法をして下さいという事です。だからいつも鷹巣町のみみたいな方法でやっているところがあるのかどうか、いうことを尋ねている訳です。将来市になってからはですね、やっぱりこういう財源の問題もあるので、この見直しはぜひやってもらわないと、大変なことになると思います。

岸部会長： 分かりました。調整するときはその意見でやればいいわけですね。これで見ますと、まず合川町さんがあるということですね。他にご意見ありませんか。どうぞ。

森吉町庄司委員： 実は、合川高校の件なんです、いわゆる新市に移行すると、こういうように調整内容変わった訳ですが、例えば新市において検討すると言うようなこと、どういうことを検討するということであったのか、そして移行しているというのはどういう意味なのか。その辺について、もうちょっと具体的に説明願います。

岸部会長： それじゃ、お願いします。

事務局： これ今変わったのは、文章上の関係で単なる変更ということにしたいということでございますので、それ今、委員さんがおっしゃった様な深い意味はありませんけれども。

岸部会長： よろしゅうございますか。どうぞ。

森吉町庄司委員： いや、ですから前に渡したいいわゆる新市で検討しているというのはどういう意味が含まれておったのかということがひとつ、それは例えばいろいろ、いろいろんな情勢がある訳なんです。そういうのもあるから検討するという意味の文面であったのか、それがいわゆる移行するというように変っている訳です。ですから移行するというのはその内容、移行という内容についての、まずひとつこの二点について。まあ、文面にこだわっているという意味でも無いですが、ただ、その面を確認しないと、その先に進められませんので、まずひとつこの二点について。

事務局： 最初の新市において検討するというのは、ここは分担金という事で提案しようと思っております、上小阿仁さんとの分担金のことにつきまして、どのようにいっ

たらいいかというのを新市において検討したいなと、いうことで提案させていただきました。それがまだ、決着ついていないものですから、まず、合川高校については新市に引き継ぐと、という事だけで止めさせていただいたということでございます。

岸部会長： どうぞ。

森吉町庄司委員： そうすれば、いわゆるこのまま引き継いでいくという意味の提案ですね。ただ、今、合川高校の関係は、県の五次の総合計画と大変大きな関係がある訳で、五次の関係があるということは、いわゆる米内沢高校の関係、もちろん農林、鷹校の関係もある訳です。これは直接、私方の関係でないと言いながらも大きな関係がある訳です。ですから、その辺について、やはりどういう考えであるのか、まあ、移行するということだけでですね、当然そういうような状況踏まえながら、私は検討されてここに出されているものだと、こう思う訳なんです。ですからその辺の協議は、どうなされたものか。

岸部会長： それもし、検討してありましたら。県立高校と公立関係。検討してましたら言って下さい。

事務局： 事務局の方では検討しておりませんが。

岸部会長： 県立高校の方については、及んでいないということです。どうぞ。

森吉町庄司委員： 検討していないとは、全く私は勉強不足だと思いますよ。というのは、県立高校は直接私方には関係ないといいながらも、今、合川高校も含めて県ではこういう方向で行きますということを提案しているでしょう。そういう中で全く検討していないとは、大きな手落ちでないかと思うんです。と言うのはこれ、例えば合川さんの場合は合川高校残したいと、できれば市立で残したいというようなこと、森吉の議会の場合は、もちろん行政当局含めて米内沢高校残したいと、できれば県立の高校、阿仁部でひとつ残したいというようなことを新聞でも報道されているわけです。そういう中で全くその議論もしないで、ただ移行するということでは、そして県では例えば12月まで素案を作りたいと、こういう報道されている中でこのまま移行するということであれば、県の12月の素案の中になんとか入れていかなければ、私は大変なことになると思うわけです。ですからその辺のもっと具体的な協議があってしかるべきだと思うのですが、その辺について、これ事務局という

より、やっぱり会長さんなり、4人の首長さん方の協議の問題と思うんですが、いかがでしょうか。

岸部会長： いま、おっしゃられたとおりですね、県立高校については、県の方で進めているわけです。公立高校については話しがきていることは分かって、承知してはおりますけども、当面まずこれにつきましては、公立高校の、合川高校はそのまま市で引き継いで、今後のいろんな合併、或は又出てくるかもしれませんが、県立にとかですね。その時はその時の視野で入って行くと、このように考えておった訳ですけども。ちょっとその辺のところを合川の町長さんの方から意見を聞きたいと思えます。

合川町長： 従来申し上げているとおり、合川高校は私方5町村で構成する組合立として発足をしていると、こういう状況からいって、合併上は、今合併の話、協議会の合併の話しをしていますので、合併上は今、当然合川高校、今経営をしているわけです。そういう意味から新市で引き継ぐと、こういうこととなります。そして、今おっしゃられた、庄司さんがおっしゃられた県の総合整備計画、第五次の総合整備計画、それは県でやっている訳です。ですから、県の意向を踏まえてこれは地域全体で話しすれば良いと、こういう考え方となります。関連が全くないと言えば、ちょっと語弊がありますけれども、この合併の場においては私はやはり新市で、今5町村でやっている組合立でありますので、当然引き継ぐべきだと、そういう意味から新市に移行すると、こういうお話しをしている訳です。

岸部会長： はい、どうぞ。

森吉町庄司委員： 今、町長さんの話しですと、前段は私も全くそのとおりだと思います。それ引き継ぐことについてです。ただ、県では12月にいわゆるこの地域の4校の、含めて素案つくる訳ですよ。ですからやっぱりそれまでに何かの形では作らなければ、協議したものを出さなければ、私はそれが出来てからですね、そのあと、いわゆる遅れてしまうんですよ、はっきり言って。もちろんそのまま引き継ぐということには、それはそうだと思います。そのことに異論ない訳ですが、そして、米内沢高校残そうという運動もこの前、阿仁さんなり上小阿仁さんなりもそういうような意向を示していると聞いております。森吉も当然な訳です。そういう中で県立の高校だから全くこれに関係ないということでは、私は違うのではないかと、このように思います。いま一度会長さんでも、ひとつご答弁をお願いします。

岸部会長： それはおっしゃるとおりなんですけれども、いま段階では県の方からの、別にこちらの協議会の方に働きかけがあるわけでも無いし、今の段階ではですね。これはいまの合川高校、5カ町村でやっている、それから上小阿仁の問題もあります。ですからとりあえずはこのままで、まず行きましょと、いう考え方である訳です。他に何かいまのことに關しまして、どうぞ。

鷹巣町清水委員： 高等学校の統合の問題は、合併の協議会の中になんか私はくさびを差すような形で、県の計画が入ってきた、これがないと合併、案外とスムーズに行くかもしれないですよ。この問題を絡めて論議するとなれば合併非常に難しくなる。私はこういうことに対しては、県に対して非常に私は怒りを持っているんです。なぜ、今頃この統合の問題、合併に時に出してきているか、これは全く別個に私は切り離してやっていただきたかったです。時期が時期なもんですから、結局いま森吉の議長さんが言うような形で、否応無しに我々これ網の中で困惑しなければならない訳です。

ただ、いま合川の町長さんが言ったように、やっぱり合川高校は公立、我々5カ町村でもってやってきた訳ですから、上小阿仁さんとはもかくとして、4町が合併するとなれば、当然これは合併、市で私はやっぱり持っていかなければならないと問題だと、それと2校ずつ統合して、阿仁部に1校、鷹巣に1校という我々の考え、阿仁部の考え方は、これは分からない訳でも無いんですけれども、果して、2校統合といった時に県が公立合川高校を引き受けてくれるかどうかと、4校なら引き受けるけれども、2校では、というようなことも私は無きにしもあらずでないのか。こういう風なこともいろいろそういう施策が絡みますね、非常に難しくなってくるんですよ。ただ、将来高校に入る人が少なくなった場合にどうなるかと、阿仁部でも1校、鷹巣でも1校という形を取った場合、少なくなった場合にどうなるかと。私は、いまの在校生の状態分かりませぬけれども、鷹巣にも阿仁町からも来ているのではないのでしょうか。合川町にも鷹巣からも行っているはずですよ。米高にも行っているはずですよ。全部同じなんです。距離が遠くなるかとか近くなるかというのは問題外なんです。希望するところに行くんです。大館に行く人だっているんですよ。そういうことを考えると、私はやはりこの問題は別個に考える問題ではないのでしょうか、と思います。従って、今の段階では合川の町長さんが言うように、これは新市で合川高校を引き受けて、この後にもし高校の統合問題、県が延長なり何なりで考えてくださるとすれば、ですね。やっぱり新しい市になってから抜本的に我々は考える必要があると思います。

岸部会長： 有難うございました。他にございませぬか。この問題はこれでよろしいです

か。簾内委員、どうぞ。

鷹巣町簾内委員： いまの問題は清水議長と同じ考えです。公立ですから、やっぱり新市に移行して、新市で話し合いしていくというのが基本だと思います。それで、それからはずれてもこのところでいいでしょう。

岸部会長： だから、合川高校につきましてよろしゅうございますね。どうぞ、成田委員さん。

合川町成田委員： いま森吉町さんの方から高校統合の問題で話しがありましたけれども、公立合川高等学校は独立の教育委員会を持っています。従って県の教育委員会の直轄下にはない訳です。県教育行政全体の中でどうするかということには関係がありますが、従って、県の立場とすれば当然新しい公立高校、新市になった場合にその市が、新しい市立の合川高校という形になった場合にそれを、そういう形でなくて県立でお願いすると、言うようなこちら側から要請があって、初めて統合するとか、統合しないとかという問題が発生してくると思います。そこをごっちゃにしていきますと、この問題の交通整理にはなりませんので、森吉町が言うように、森吉町さんは、あくまでも米内沢高校を存続するということで、運動を展開していくことについてはどなたも異論が無いと思いますし、公立合川高校については、新市の形の中でぜひこれを存続していくような方法で、皆さん方が協力していくと、いう形の方がいいのではないかと思います。これは対立する問題は無いと思っています。

岸部会長： よろしゅうございますか、この問題。それでは、簾内委員どうぞ。

鷹巣町簾内委員： いまの高校の問題から外れます。合川高校云々と言うのは、合川の町長が言ったのがそのとおりだと思っていますので。

新しく3月22日に4町が無くなって、北秋田市になる訳ですので、記念事業という格好で、やっぱりこれからその地域を盛り立てていくのは、数少ない子供たちですので、高校が統合になって、鷹巣になるか大野台になるか分からないけれど、やっぱり学ぶ前に、森吉とか、特に阿仁とか遠距離通学というので小学、中学だけでなくハンディがあると思います。内陸線の定期券を聞いたら比立内からは2万1千いくらと、鷹巣までですけど、それから当然のように阿仁町から大館とか能代に行っている人もいるだろうから、いずれ阿仁町から鷹巣まで内陸線だと1万9千いくらとか、2万円ぐらいを勉強する前に負担しているんです。ハンディがあるわけです。ですから、そんなに数多くないので、私はここでこれから新規の事業と

して合併したら高校生にも通学補助すると、そうなる鷹巣は場合によってはもらえないかもしれないですけども、内陸線の活性化というか、そういうことにもつながるので、まずそれがひとつの提案です。

それからこの4頁に奨学制度があります。森吉町と阿仁町です。私これぜひ新市合併の目玉として、これからの地域から優秀な学生に育てて欲しいということから、貸し付けでなくて、高校生1万円とか、大学生2万円でもいいので、返済なしの目玉として、私は奨学金をやると、ただでやると、そして、見返り期待する訳でもないんですけど、助かったら、お世話になったら20年、30年後にそれなりのことする人も中に出てくるかも知れないので、見返りを期待すると返済しないという人も出てくるかも知れないと問題ありますので、奨学制度を、育英かもそうですから、私はせめてその子供たちが一人前になっていくための「はなむけ」として、新しい市の誕生として通学補助と、それから奨学制度、ぜひ創設してもらいたいと、提案したいと思います。

岸部会長： まず、通学補助については、皆さん如何ですか。どうぞ。

森吉町長： タベ森吉町のコミュニティセンターにおいて、県の教育長が第五次の、秋田県の高校整備計画の素案と言うべきものを、A案、B案を出して地域の皆さんから意見を聴取すると、そういう会が持たれました。私も出ましたが、当初想像した倍以上の人が鷹巣阿仁部から集まって、今まで無い程活発な意見が出されました。その99%までが、高校、学校そのものが大きいからいいのではないと、小さくとも教育の質、教育が充実している学校がたくさんある、ですから統合して大きな学校作る必要がない、いま言われてある30人学級にするとまだまだ20年、現状の4校でも対応できるんじゃないかと、こういう熱烈なその米内沢高校存続のための強い意見・開陳がありました。いま成田委員さんから合川高校の問題は新市で協議すればいいし、いま当面は米内沢高校の存続に努力すべじゃないかというご意見だと拝聴いたしましたが、現実に米高の存続問題が、いま先程以来ご意見が出ておりますように県の教育庁では、12月県議会に素案を出すと、そして来年の7月に正式決定すると、こういう話しでありますので、今後存続の問題につきまして、米高の存続につきまして、皆さまから特別なご理解とご支援をお願い申し上げたいとおもいます。以上です。

岸部会長： どうぞ。

鷹巣町檜森： ちょっと元に戻ります。私はこの4頁の育英資金の貸し付け金制度があり

ます。簾内さんから話しがあったんですが、先程の出生祝い金と関係ありましてちょっとこちらに目を向けていただければ大変ありがたいと思います。いろんなやりとりして、トータルで一升マスしかありませんので税金の金額でありますから、一升マスの分をどういうふうにして使うかということは一番の課題だと思っています。そうするとこの中で新市の中で一番大きいのは人材を育成するという項目が一番大きいんです。この町の人材とはどこからか降って来るか分からないような人材、出し方なんです。ですから具体的にこの鷹巣に奨学金が無いということは、大変不幸なことだったと私思うんです。ですからこの際、いま内陸線の定期券の補助なんかということもあったんですが、しかし、こういう面で貸付け制度でも結構ですら、各町村が足並みを揃えた新しい新市にひとつ奨学金を全ての人に行き届くようなことをしていただければ大変ありがたいことだと思っています。

それから、松橋町長さんから切実な話しがある訳でありますけれども、これは本当の話しします。高校に入りたい人は自分で選択して行くんです。その学校が人数が少なくなろうが、学力が低下しようが、自分の考えのとおり、自分の学力にあった自分が学びたい学校に行くという自由があるんです。ですからここで、意見が皆さん方が、統合反対という事は、それはそれで結構ですが、実態と言うのはそれぞれが学ぶ家庭の中で自分の進路と合わせて決定をするということが、前提であって大人があっちへ行け、こっちへ行けという問題ではないということも議論の中にはなければならぬということ、再認識を必要があると思います。大人がそう望むということではなくて、子供が入りたい学校があれば残る訳ですね。その点、もう少し議論するのはいいと思います。これはここ議論する事でないということ、念をしておきます。

岸部会長： 有難うございます。桜井委員さん、どうぞ。

森吉町桜井委員： 合川高校の話しが、佐藤町長さんが言ったように今日の協議会では、移行するとそれは私もそれで結構だと思います。しかしながら、阿仁部の地域住民、大方の話しの中では阿仁部に1校、そして、鷹巣に1校に出来たものを地域の為にも残していきたいと、そうでなければ地域が崩壊してしまうと、こういう意見が非常に出されておる訳でありまして、こういった意見といったものを、この後の協議会、いわゆる先ほどうちの方の町長も言いましたように12月には素案が出されますので、その前にそれを議論する、そういう機会を私はぜひ設けて欲しいなと思います。それがひとつです。それからいま奨学金の話しでありますけれども、二人から話しをされました。合川と鷹巣が無いのが私本当に不思議でなりませんけれども、やっぱり奨学金はその貸し付けに対しては、返済はやっぱりきちっとやるべきだと

私は思います。そして、県の方では3分の1ですか、県内に就職した場合はたしか返済は3分の1であったかなあ、はっきり分かりませんが、良かったと思います。私も学校を終わってこの圏域に就職した場合は、いわゆる3分の1の返済でいいよと、そういう形でやる方がお金を借りた方も、責任を持つということで、返済も責任を持つと、ということでその方が私はいいなと思って、それを提案したいと思います。

岸部会長： 有難うございました。どうぞ清水委員。

鷹巣町清水委員： ちょっとね、先ほどの質問者の答弁が出てない気がしてならないんですけども、奨学金の問題です。鷹巣町はそれじゃ、奨学金の問題を議会で論議しなかったかという、決してそうじゃないんです。いままで何回も町で奨学金を出すべきだと提案して来たのですが、出してもらえなかったんです。それがいま現在このままなんです。奨学金には民間でやっているのがありますよという答弁だけなんです。これを利用した方がいいですと答えるだけで、町で出すということがひとつもない。議会サイドではやっぱり町が出すことによって町に対する、この借りた人が恩を返す気持ちは必ずあるはずだと、こういうことから、やっぱり奨学金というのは、金額の多い少ないにかかわらず、やはりそういう気持ちを持たせるという意味で私は必要だと思います。今後、やっぱり大いにこれはやるべきだと、継続してもらいたい。それからもうひとつ、高校の、県立高校の問題、私に言わせれば私も異論がいっぱいあります。決して4校の学校にきて下さいという問題ではございません。しかし、この問題は、ここでやっぱり論議する問題ではない。ここで論議するのは合川の高校をどうするかと言う問題、いま新市に移していきたいと、こういう話しが出ていますので、やっぱりこれを受け止めることにだけにしておくべきではないかと思います。もしできれば、これは合川としては合川の場所に残したいということが、継続でなかるうかなと、いろいろ地方紙など見ればそういう話しがあるということが書かれていますので、そういうことになるということ、県ではどうかかなと言うこともあるのではないかということは、私さっきも言いました。従って、将来、市になって公立の高校1つを市が持っていくということがどうかという問題、この問題は論議していいのではないかと、しかし、これは県が引き受けないと、もう持っていかなければならないのは当然ですので、そういうことを考えながら、もう米内沢高校と統合した方がいいとか、農林と統合すればだめだとかいう問題は、私はこの場では論議するべきじゃない、と思います。

岸部会長： はい、有難うございました。小笠原さん、どうぞ。

合川町小笠原委員： 育英資金の話でよろしいですか。合川町では社協でこの育英資金の貸し付け、貸与事業をやっています。それで、実際本当に、特に最近大学に入る時の借り入れの相談が随分きます。そうした場合に、県の社会福祉協議会で就学資金の貸付け事業をやっておりまして、そちらを照会する形でいま合川の社協では対応しております。その奨学資金は誰でもという訳ではなくて、やはり大学に入れるときに生活上、ちょっと苦しい世帯の方を対象にしている訳なんですけれども、そういったせいもある訳ですが、合川の社協でやっているこの育英資金の対応事業、借りたものは必ず返すという話しが今ありましたけれども、実際は苦しい世帯に貸しているものですから、滞っているものも随分あります。今督促とか、そういった事務にも社協の方ではかなり手間がかかっているような状態なんです。ですので、この制度も重要なんだけど、この制度として制定する時、余程慎重に長期的な計画で立てないと、行政がやる上では難しい制度でないかな、ということですので、まず、他にも育英資金の貸付けの事業、県社協だけじゃなくて、やっているものもあると思いますので、まずそういった制度がどういうものであるか、それを普及徹底させて、それでも、どうしてもそれでカバーできないものであったら、又、新しい市において育英資金の制度を作るような方向にした方がいいんじゃないかなというふうに思います。

岸部会長： 有難うございました。奨学についてですか。どうぞ。

鷹巣町檜森委員： いま小笠原さんからお話しありました様に、たくさんの種類がある訳なんですけれども、なかなかそれが分からないということがあるんです。相談をされた方々は運が良かった人ということですよ。それからいま、大変ひとつの方法としては奨学金の団体が支払い利息だけを提供してきて、あと市中からお金を調達するという方法も今やっておるんです。そうすると、ほんの僅かな金利分だけで奨学金調達できるんですよ。そうすると、第3子の50万円の何人分があればできるんですよ、何千万円も。ですから、そうしたこともありますので、ひとつの考え方、ソフト化すれば一気に3千万円もやるたって、150万ぐらい金利があればいい訳ですよ。ですから、ちょっと、替えればうんとした効果がたくさん行き届くということ、新市の、この合併協の中で話ができるということもありますので、ひとついろんなことをソフト化することについて、もう一度考え直してみただければ、大変ありがたいと思います。

岸部会長： いずれ奨学金につきましては、調整して新市においても実行していくと、い

う風なことでもよろしいわけですね。それでは、奨学金についてはこれでよろしいですね。それでは、高校の問題、まだ継続してお話ししたいと思います。じゃ、町長さん、どうぞ。

松橋森吉町長： 先ほど檜森委員さんが、高校進学を選択は子供に任せるべきだと、というお話しがありました。確かにその原則は分かります。しかしながら、もうひとつ教育の大事な点は機会均等ということが基本にあると思います。しかも、現実に現在の高校は義務教育化されておる、こう断定する人もおるほど95%も高校に進学しておりますので、やっぱり教育全体の立場から大きな、高い視野かみていかなければならないと思います。これに付け加えてもうひとつ申し上げたいことは、高校はなんと言っても地域の、公共施設の最高のものであると、私は認識いたしております。私どもが、この任意の合併協を立ち上げる時は、なるべく一極集中をさせて、この鷹巣阿仁部地域全体の均衡ある発展を図っていく、ということを第一の理念にしたはずであります。そう意味からこの施設が一箇所に集中するということは、地域全体の発展から大変問題があるのではないかと思います。どうかひとつ、そういうこともお考え下さるように檜森さんをお願いしたいと思います。

岸部会長： ありがとうございます。簾内委員、どうぞ。

鷹巣町簾内委員： 一番先に発言したのに、松橋町長が答えてくれたのが、育英資金でない高校の問題になってしまったので、私の答弁がなかったんです。そして、その後引き継いだ人がいろいろ話ししたんですけれど、まとめとしまして、もう一度最初にもどって考えていただきたい。というのは、その通学補助です。

岸部会長： お待ちください。まず学校の方を先に、決めましょう。それから、まだ学校へ行ったり、奨学金に行ったりになっているので、ちょっとまず、学校の方はこれでよろしいですか。どうぞ、春日委員さん。

森吉町春日委員： ただ今議題となっているのは、合川高校をこのまま新市に引き継ぐということですから、これはこれで結構だと思います。ただし、先ほど来、同僚議員或は町長も言ったように、森吉町にある県立高校を残したいのはこれ、地域の切なる願いでありますので、どうかひとつ、4町長さんに足並みを揃えて、この阿仁部唯一の県立高校を残すように、連携を深めて努力してもらいたい、これが私共の願いですのでよろしくお願いしたいと思います。

岸部会長： 分かりました。それじゃ高校問題はこれでよろしいですか。(はい、の声)

それでは、合川高校は新市に引き継ぎ、移行するということです。それでは、簾内委員さん、どうぞ。

鷹巣町簾内委員： 新市の、北秋田市の最初の記念事業というか、記念としてぜひともその高校も通学補助というのを考えるべきだ。それから育英制度に関して中には当然借りたものは返すべきだと、いう人もいました。当然借りたのは返さなければだめですけど、私が提案したのは、制度上はいろいろ金融公庫になれば、大学に入る時、高校もそうですけれど、大学でいま200百万まで借りられるという事です。それから育英資金というのは生活面ですので、相当額その月相当借りられると、というようなことであって、合川の社協でやっているものは、これは生活が比較的容易でない人に、社協の方を通して貸し出しするということですので、私は記念事業として、やっぱりさっき檜森委員が話したように、ここの地区の子供たちが成長して一人前になって、世話になったという、そういう育ち方をしたらいつの日か見返りしなくても、なんかのために頑張るのではないかということで、私が行政視察であっちこっち歩いたところでは先進事例として、2万円とか3万円を自由に使ってもいいということだけでやる。生活困窮者が借り場合は返すにも2、3年で生活が楽になるという訳でないのですので、返さないでただやると、それで結構だと思うんですよ。それ全員という訳ではないので、もちろん選考、ここに貸し付け審査会みたいなのを、そういうのを作って、各町でそういう審査できるようにして、全員という訳でないで、そして、返してもらわなくてもいい。だから、金額はうんと多くなくて、2万円でもいいです。生活上それが大学へ入って、酒飲んでも何しても、そういう金で助かったと、そういうのがやっぱり将来につながって来るんじゃないかと、そういう記念事業として考えるべきでないかということを提案したんです。

岸部会長： 分かりました。記念事業をする時に考えたら如何でしょう。その次どうぞ。

鷹巣町簾内委員： 創設しないと、今から準備しないといけないと思います。

岸部会長： だから、記念事業を、ここで合併して新市が発足すると、その時の記念事業にしてこれをやろうという時に、やったらどうですか。ちょっとお待ちください。それからもうひとつの方はいいですか。通学の方は。どうぞ。

鷹巣町簾内委員： でもやっぱり、合併を記念にして、高校生のことを考えていくべきだと思います。

岸部会長： それは記念事業ですか、やはり。

鷹巣町簾内委員： 記念事業としてやったら、それは継続していくべきだと、だからそれを汲み入れていくのか、話し合いの余地があるかどうか。そういうことです。

岸部会長： 同じことですか。千葉委員、どうぞ。

鷹巣町千葉委員： 関連しますけど、そういうのが議題になれば私もこういうのやったらどうかというのあるんだけど、それが議題になるんですか。その辺をはっきりしてもらわないと、皆それぞれがこういう事業やったらどうかと、あるんですよ。

岸部会長： 記念にやるのは記念事業をやる時に決めていただくことにいたしたいと、こう思います。どうぞ。今、教育でございますから、皆さん。

阿仁町小林委員： さっきからいろんな議論を聞いてですね。我々法定協の本質、体質、定義がどこまであるのだからというのを、もう一回見直しすべきだと思います。例えば、先ほど出生者1子、2子、3子にですね、高額なやはりそういう祝い金をやる、これはこれまで法定協でやってきたいろんな事案の調整する一元化するということの裏付けに入っていけば、4町村のどっかでそういう既成事実、基礎点を基準にして物ごとを進めてきているんですよ。さっきのお祝い金などは、初めて政策的なところが出てきましたね。いま簾内委員さんが言った高校生の通学補助金、私は大賛成です。でもこれは4町村がやってないです。ひとつの政策的な中味ですので、果してその新規の政策的な中味のものまで議題に出して、我々に決定権があるのかというのは非常に疑問です。やっぱり原点に帰ってその辺のところをもう少し整理してやってほしいと思います。いま会長が言ったように新規の事業として新しい市になって、こういうのをやるというのであればいいんですけど、勝手に我々がいろんな思惑で、これまでどこの町村でもやっていないものを新しい発想で意見言って、ここで議論して決めていけるのかということ、もう一度整理してほしいと思います。

岸部会長： 分かりました。おっしゃる通りだと思います。ただ、前にも午前中にもお話ししましたけれども、ここでいろんなことを議論しているけれど、さっぱり具体的なものが決まらないというふうな話しが皆さんたちからも話しがあったし、或は住民の皆さんからもあるわけです。従って、先ほどはひとつはやりましたけれども、

あまりそれに突っ込みますと、いまみたいな形になると思いますので、やはり最初のどういう具合に調整するかという大義名分をはっきり決めて、方向性を決めていくべきだと思いますから、ご協力願います。どうぞ。

鷹巣町簾内委員： 今、千葉委員、小林委員の方から言われましたけれども、喋りたいこと一杯あったら喋ればいいんですよ。議論になってないんですから、今までは。というのはやっぱり記念事業として、事務担当はあくまでも調整ですから、こういう記念になるようなの出でこないですよ。ですから、やっぱり合併したら新しい市として、こういうことに力を入れていくというのを見せていって初めて明るい市の誕生ができるのであって、ただ、事務的にこれもやるあれもやる、こういう風に調整する、合併の時まで話し合いして、新しい時にそれを引き継ぐとかということであれば、単なる事務的なことになる。議論何もないんですよ。ですから、肝心のことで議論無しで、都市計画のことで、私も発言しなかったけれど、だまって聞いてきた。ですから、こういう先行き明るい何かの材料になるのを提案しないわけですから、私の方で提案したんです。それを、勝手にそういうことをやったら一杯あると言うんであったら、話しして、ぜひそれをもんで、新しい事業に組み込んで行ったらどうですか。私はそう思いますけれどね。

岸部会長： いま、私たちは合併協議会と、というような会議をやっている訳ですよ。ですから、発足時の記念事業とかなんかというのは、もうひとつ別の段階でやらないと、非常に多くの、もちろんそれ無駄なことでもないし、非常に大事なことは良く分かります。ですけれども今それをやっていたら、もうきりが無いと思います。ですから、まず協議会としてのものを協議していきたいと、こう思います。千葉委員、どうぞ。

鷹巣町千葉委員： だから、議長の方からそういう問題提起されたのに私方、答えていくのであればいいけれども、そういう受け止め方しない私が悪いのか、どっちだか分かりませんが、そういう話しをすると皆さんにまだあるんでないですかと、そういうのが多くなると、それこそ議長言うように収拾つかなくなる危険があるので、やっぱり絞るものは絞った話しをして、政策的なことに関しては、4町長がやっぱり記念事業含めてこれからの町づくりをどうするのか、若い人たちのことをどうするのかということを、協議していただいて、ひとつ提案していただいた方が、限られた予算の中で、あれもやりたい、これもやりたいとしたって出来ないことになる訳だから、絞るの物は絞った提起をしていただければ、私方にもこういう考え方ありますよと、提案ができますという、そういうことです。

岸部会長： 分かりました。私の方の説明が十分でなかったようでございまして、申し訳ないと思います。学校教育事業について、というタイトルでございますので、それと、区分につきましては、ここにあるとおりのところで進めていただきたいと思います。ひとつのことをずうっと突き止めていくと、それはいいものも出てくるでしょうけれども、もっと大きなことを考える、流れを考える会議でございますからよろしく願いいたします。いまの奨学資金の問題、そういう風なものは十分記憶もしておりますし、考えたいと思いますから、よろしく願いいたします。

他にございせんか。この学校区分のことについて、ございせんか。

(はい、の声) はい、それでは、54号につきましては、これに従って行くこととします。随分多くの意見が出されましたので、それは忘れないようにいたしますから、よろしく願いいたします。

岸部会長： それでは、第55号 社会教育事業について、を議題とします。事務局からご説明願います。

事務局： 今日お渡しした差し替え資料、55号の社会教育事業のところをご覧になって下さるようお願いしたいと思います。1頁でございますけれども、社会教育事業については、次の区分のより調整を図る。1つは、現行のとおり新市に引き継ぐ。2つは、合併時まで調整するもの。3つ目が、新市において調整するもの。その中で下の方の婦人会、具体的内容のところは赤で書いておりますけれども、これについては、それぞれ地域の住民の皆さまが作っているそういう組織でございますので、合併後新市において調整を図る。という風に訂正するというところでございます。それから2頁でございますけれども、芸術文化協会、これについても同じでございまして、合併後新市において調整を図る、というふうに変更したいということでございます。以上、社会教育事業について、でございます。

岸部会長： それでは、皆さんから意見をお聞きしたいと思います。三杉委員さん、どうぞ。

阿仁町三杉委員： 婦人会のことについて、赤でわざわざ、内容を、調整を図るというふうに、新市において。前に出されたのは統合ということでしたから、変えられましたけれども、統合を図るということを出されておりましたので、会長さんが全部相談して参りました。一応統合という組織面では統合という形で進みますけれども、実際の中味、それはですね、ここになぜ婦人会が載っているかといいますと、やはり

やっていることが交通安全母の会という組織、即婦人会でございます。それから結核予防のこと、それから環境のこと、そういうことが即行政と一体となって活動して参りましたので、多分ここに出されたものだと思います。新市において調整を図ると、こういうことでございますけれども、例えば交通安全なんかは、年度始まりますとすぐ始まりますので、いつ頃までにこの調整が図られるか、こちらへん大変問題だな、できるだけ早い時期にこの調整を図っていくような方向で進めていただかないと、自分たちだけのことではないので、何とかそのあたりよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

岸部会長： 事務局の方で何か、言うことありますか。

事務局： 各4町の方の方々とできるだけ早くお話しをしながら進めたいと思います。

岸部会長： これは、こちらで「統合を図る」というといかにもこちらの意図のもとにやるみたいなものであると、従って「調整を図る」とソフトにしたという風なことでございますが、皆さんたちの方では既に統合するというふうな、先ほどご発言ありましたけれども、そういうことになったということでございますか。

阿仁町三杉委員： いただいた資料が統合を図るということですので、はっきり統合、どういう風にするかということは今話し中ですが、上小阿仁もありますので、多分連合という形で、組織そのものを統合していくという、ただし、やることは今までと同じように地区の中での活動が主体となるのではないかと、そんな受け止め方をしております。

岸部会長： 分かりました。有難うございます。統合ということで進んでいるということでございますね。他にございませんでしょうか。無し、というご発言もありますが、檜森委員、どうぞ。

鷹巣町檜森委員： 7頁の各種大会の補助金についてなんですが、阿仁町さんの場合にこのぐらいたくさん項目を挙げますという、年間、中学生を除いては、これはまあ、社会教育ですから、どのぐらいの総額になるものですか。

岸部会長： 事務局の方で分かっていますか。すぐ分かりませんか。ちょっとお待ちください。それでは、他にございませんでしょうか。今計算いたします。千葉委員、どうぞ。

鷹巣町千葉委員： 社会教育委員の指導員ですけれども、合併時に廃止するというようになっていますが、鷹巣には1名配置になって、他の3町にないわけですね。私の理解としては、やはり鷹巣にあるということはこれだけの規模の自治体の場合は指導員が必要と、こういうことでは配置されてきたと思うんですね。それがもっと多くなった場合に無くなるというのは、どういうことになるんでしょうね、それに代わる何か新たに出来るのか、大きくなったらいらぬということなのか、その辺ちょっと教えてください。

岸部会長： 事務局の方でお答えください。はい、お願いします。阿仁町さんの方のさっきの金額はまだ出ていませんか。もし出ていましたら、概算でも結構です。

専門部教育部会長： 社会教育指導員の件ですが、これは社会教育法に定めた社会教育主事の配置はぜひとも望みたいという声があるんですが、現状としては、臨時職員の社会教育指導員ですので、合併時にそのへん、再編したいという形で廃止と、合併時に廃止という形で盛り込みました。

岸部会長： 千葉委員、どうぞ。

鷹巣町千葉委員： 今のは、臨時なので新しい市になった場合は別の方法で、今までのようなこととは違うかたちで考えたいと、こういうことですか。

専門部教育部会長： そうであります。

岸部会長： 他にございませんでしょうか。庄司委員、どうぞ。

森吉町庄司委員： 体育協会の関係ですが、統合できるように調整図るとこうなっている訳ですが、これまで体協のトップなりの会合を持たれておるかどうかと言う問題、それとこれはっきり言ってなかなか鷹巣の体協の場合は、財団法人となっています。結構財産もあると思う訳でありますので、その辺どうするかという問題と絡めてなかなか大変だと思うんですが、時期的に合併まで、統合図るようにやるということも含んでいるのかどうか、この辺を含めてお答え願います。

岸部会長： はい、それじゃお願いします。事務局の方で。

専門部教育部会長： 体協のことなんですが、鷹巣町に21団体、基金で2千万あります。

それから森吉町さんでは8百万あります。阿仁町さんはいまのところ基金は無いですが、合川町さんでは基金が2千万あります。うち6百万が体協分だというふうに伺っていますが、財団の法人の解散については、鷹巣町が財団法人となっておりますが、県教委の指示、承認が必要であり、ここに1、2年の統合はなかなか難しいのではないかなというふうに言われているようです。それと、県では体協の合併については、当分の間は各町での旧体制での規約の改正を行うようにというような指導もあるみたいです。いずれ、時間がかかるんでしょうけれども、早めに統合できるように調整したいということであります。

岸部会長： それでは他にございませんでしょうか。簾内委員、どうぞ。

鷹巣町簾内委員： いまの説明、ピントこない訳ですけど。町村合併して新しい市になるのに体協の合併は非常に難しいと、その理由は何なんですか。合併した機会に北秋田市の体協ということでひとつになるためにこれは普通だと思うんですけど、その合併が難しいという理由が全然見えてこないけれど、基金の高はあるんだろうけれど、町村合併はそもそもそういう基金あったもなくても持ち寄ってそれぞれやるわけですので、私はやっぱり北秋田市になったら当然体協も速やかに合併していった方が良いと思いますけど、県で難しいという、理由が見えてこないでお尋ねします。

岸部会長： 何かありますか。どうぞ、お答えください。

専門部教育部会長： 先ほども言いましたが、財団法人には県教委の承認が必要だということがまずひとつ。それから、協議の中ではまじかに国体も控えておりますので、そういうのも加味して、いますぐというわけにはなかなか行かないという事での話し合いが持たれております。

岸部会長： よろしゅうございますか。何かまた、どうぞ。

鷹巣町簾内委員： 国体あるんだろうけれど、合併は県でもまずできるだけ合併するようになさいと奨励している訳ですので、そのために県教委で難しいと喋ることがおかしいんじゃないかと、19年のその国体の前にやっておいた方がかえっていいのではないかと、これは単独で、鷹巣でバレー、他のところでアーチェリーとかいろいろ違うだろうけれど、私はできるだけ県で難しいと言うのはおかしい話して、県で

奨励して早く国体の前にやっしまえと、それなりの頑張りをするというのが本来であり、そこをきちっと答えてもらわなければ、その責任を県に押し付けるのでなくて、そういう事務的な段取りをするのが事務局でしょう。こういうことです。

岸部会長： はい、分かりました。この問題はいろいろとあるみたいですので、もう少し県の方と、確認を取って相談してみてください。聞いてみてください。他にございませんか。どうぞ、小林委員。

阿仁町小林委員： 調整内容の国民体育大会のことなんですけど、4町それぞれ競技を抱えてこれからやっていく訳なんですけど、うちの方の場合、宿泊施設その他を入れましても町単独で対応できるか、非常に難しい問題も抱えていますので、合併後これは3年後、平成19年に向けて市全体で、支援体制で臨むということ、今日、この場で一応確認していただければ有り難いんですけども。

岸部会長： はい、それは当然のことだと思いますけれど、何か事務局でありますか。今のことにしまして。いろんなスポーツ大会、町民大会、芸術関係も含まして、いろんなことは今以上にやっていけるもんだと、私は解釈していますけども。他によろしゅうございますか。それじゃ、他にございませんか。(無し、の声)無し、の声があがりましたけれど、よろしいですか。はい、それではそのようにしますけれども、阿仁町の派遣の費用につきましては計算できましたか。どうぞ。

専門部教育部会長： 各種大会補助という形での協議の中では、どのくらい掛かったかということにはならなかったわけですが、今伺ってところによりますと、年間予算で百万円をみていると、学童、生徒の分という形です。学童、生徒が主に使われているということなんです。

岸部会長： 年間、100万円という予算だそうでございます。

専門部教育部会長： すいません、ここの協議のところは予算と言うよりも、この出場費補助金という性格をとらえて、どういう風に合併した時は取り扱っていかうかという協議であったんです。出場者の負担軽減を考え、もちろん主体が、実態は県スポからオリンピック、ワールドカップとなっているもんですから、補助の範囲があまりにも広くて多い財政負担などを考えると、対象についてはもう一度合併後、新市において調整を図るといような形で、書かせていただきました。

鷹巣町檜森委員： いや、私がお聞きしているのは、このぐらい、阿仁町の場合に大変こう社会教育のスポーツの部面に熱意を持って情熱を込めてこのぐらいお出しになったということで、どのぐらいの額か知りたいということでありまして、よそと比較して、よそが、鷹巣が一番少ないよということを私は言うつもりはさらさらありません。ただ、このぐらいを網羅したら何百万円になるのかということを知りたいだけの話です。

岸部会長： そこまで分かりませんか。それではお答えください。

田口阿仁町財政課長： 変りましてご答弁したいと思いますけれども、社会教育という名が、児童、生徒の派遣費もこの項目から出ているのが実態でございます、年間、16年度で100万円を計上しておりますが、後その他、例えば国体、ワールドカップとか、その都度基準に基づいて支出しております。去年の実績で大体150万円前後だったと理解しておりますけれども。

鷹巣町檜森委員： 正式でなくともいいです、社会体育にどのぐらい掛かったかお聞きしているのです。学童の分、大雑把でもいいですから抜いて結構です。

田口阿仁町財政課長： そうすれば、スキーの国体の関係とワールドカップで100万円は掛かっていないと理解しておりますけれども。あと、生涯教育には町外に殆ど出場しておりません。

鷹巣町檜森委員： ただそれは申請していないだけのもんだと思います。これからいけば、例えば、大館北鹿、県へ行く場合とか何かとは、そうすれば一般の方々には出さないということでしょう。高橋大斗みたいな大選手にドンと花火みたいに大きく出すとかで。

田口阿仁町財政課長： 例えば、ゲートボールとかいろんなあります。それは各団体の中でやりくりしているはずですし、この項目で出ているのは大きいのは去年ですとワールドカップとか国体のスキー大会、そういうものが主たる支出、この項目に該当させて出しているのは。ですから、これについているから全部出ているかということ、そういうことではございません。

鷹巣町檜森委員： 分かりませんが、私が言うのは、本当は鷹巣の町、言いたかったです。鷹巣の町では、体育協会からいろんな協議団体の国体出場の選手とか、いろんなと

ころに派遣費というものを出しているんですが、体協としては出せないなのでこの大会はだめとか、これはいいとかということで、いつも、この加盟団体からつるし上げを食って、ない袖は振れないということで、大変苦慮しているのですが、私これを見て、阿仁町の場合には該当しなかったら該当しないでそれでいいんです、何も別に格好つけなくていいんです。無いもの無いていったから、そうすればこちらの話しも何もなくていいものを、何も訳分らない返事するから、訳分らない質問しなければならぬのであって、ですから、分からなかったら分からないで、無ければ無いでいいです。質問もやめますから。

岸部会長： どうぞ。

阿仁町小林委員： 私が現役時代にやった関係では、ゲートホームの場合もこれに入れ、基準を設けなければだめだということで、個人の場合はいくら、団体の場合はいくらかということを決めたんです。野球の場合も、つまりそういう実体があったものだから基準を定めようということで、こう一杯定めてありますので、だからそれなりにそういう団体が発生すれば、交付しています。ただ、その実績がない、毎年同じでないということ。選手の例えばゲートボール今年は県外までいけなかった場合ある。ひとつの基準としてその範囲として個人と団体では、こういう風にして支給するということ、例えば朝野球で秋田県大会へ行けば1チーム5万円とか、そういう感じで交付していますね。一人行った場合は1万円とか、それはひとつの基準としてその事実が発生すれば確か交付している筈です。

岸部会長： 分かりました。トータルで150万円だということですね。

鷹巣町檜森委員： いやいや、そういうことを言っているでなく、お聞きしたかったのでなくて、今後体育協会の合併とか、そういういろんな問題が含むとき選手の派遣費とか、大変な手当てをしなければならなくなるということです。それでこれを阿仁町さんがたくさんお持ちだという事になれば、これ困ったなあと、特に鷹巣の場合にはたくさん全国大会に行っていますので、それに合わせているという、もう、めまいするだけ、出るんですよ。だからそういうこと新市によって調整はするかもしれないので、あえてお聞きしたんです。体育協会に基金があっても、基金というのは利息しか使えない訳ですから。そういう面で改めてお聞きして、統合するためにはどういう心構え、準備をして置いたらいいのかなあ、ということでお聞きをただけで、分からないものはどこまでも聞こうとしません。

岸部会長： お分かりになりましたでしょうね、それじゃ。そういうことで、他にございませんか。よろしいですか。それじゃ、社会教育事業の第55号は、こういう方向で進めていくと、いうことに決定します。

岸部会長： それじゃ次、協議第30号の継続協議でございますけれども、消防団の取扱いについて、を議題といたします。事務局の方から説明をお願いします。

事務局： お手元の資料の協議第30号でございます。第6回協議会におきまして、継続協議となっておりますけれども、この消防団の取扱いでございますけれども、さらに7月22日に分科会等、専門部会それから各町の消防団長も含めて合同会議を開催して協議して今日提出させてもらいました。提案資料の1頁、関係項目の消防団の組織でございますけれども、前回提案し際に分団の活動、それから分団の取扱いについて、特に、阿仁町の話がございました。それについては現在阿仁町において幹部会等開催しながら、現在の組織を合併後段階的に再編していくという話しをしている状況でございます。いずれにしても調整内容としては、前回と同じでございます。提案資料の、2頁の関係項目の報酬等でございますけれども、これにつきましては、報酬につきましては鷹巣町の例に合わせるのはいかがなものかと、こういう意見がありました。協議して各消防団長のお話しの中では、消防団の場合は非常に危険性を伴いますので単純に安い、高いだけで比較するものはどうかと、いう意見でございました。それで提案のとおりまず金額をそのままにしようというのが消防団長さん方の総意でございました。手当てについて、一律2,000円にするのはいかがなものかという、いろんな意見等がありまして、この点については団長さん方と協議した中では、やはり手当てを一律にするのは無理ではないかと、実際に清水委員が言ったように訓練は高くしていただきたいということでありましたけれども、これについては各団長さん方も、やっぱり訓練は有事の際ということでございますので、高くしたほうがいいと言うのが総意でございます。それらを含めて訓練、出動手当て4,000円といたしました。それから山岳捜索でございますけれども、消防団員が山岳捜索に出動した場合は、手当ては5,000円とすると、ただこれについても、山岳捜索隊というのが、警察署を中心にして、組織されますので、山岳の場合は消防団の2次災害とか、いうのがありますので、あくまでも登録した形での出動が山岳捜索ということで、その辺はいろいろ手当て等では一応まず5,000円ということ。3つ目が、退職年令でございますけれども、その年令について、まずいろんな意見があったことはそういう風な形で退職年令について、団長、副団長、それから支団長以下はこのくらいと、というような形でそれぞれ意見が統一されましたので、まずそれについてご協議していただきたいと思っておりますのでよろしくお願

いしたいと思います。

岸部会長： ただ今説明がありましたが、消防団につきまして、ご意見を賜りたいと思います。どうぞ。

森吉町春日委員： 前回異論を申し上げたのですが、組織について、阿仁町の場合は9人の分団が2個分団、一場合多いところで25人の分団だと、合わせて13分団だということから再検討してもらったんですが、合併後段階的に再編すると、こういうような話し合いになったということですが、合併後段階的のとは大体どれぐらいの年数を想定しているのか、これがひとつ。それから、山岳搜索について、5,000円ということですが、いわゆる山岳という規定は、例えば山岳会とか、そういう人が言うような危険度を増すような搜索の場合はうちの方では消防団員は出てないです。山岳搜索隊と言われておりますが、その人たちが行っていますが、普通の竹の子採りだとか、キノコ採りといった場合は分団員の誰もが出ています。うちの方の分団は多いときで年に7回、少ない時でも年に3回ぐらい出なくちゃいけません。

そうした場合は、これ5,000円の適用になるのでしょうか。まず、そこを伺います。

岸部会長： それでは、段階的にというのは、何年を目途にして段階的かと、そういうことですか。山岳と捜査という定義、範囲、それらの説明をどうぞ、お願いします。

幹事(加賀)： 分会長が欠席しておりますので、森吉の総務課長の加賀です。実はひとつ阿仁町の組織の件なんですけれども、何年後という話しは具体的には出ませんが、速やかにやられるんじゃないか、という風に受け止めております。それからもうひとつ、山岳搜索の手当てについては、例えば山で警察から或は消防の方から連絡が入って、消防団の方で出たという場合のことです。それは5,000円です。今まで森吉町或は鷹巣の方々も森吉山周辺で搜索しておりまして、その時にはいくらか出ております。そういったケースも含まれております。

岸部会長： よろしゅうございますか。どうぞ。

森吉町春日委員： 何年ということはないけれども速やかに行われるだろうと、ということですが、そうする合併後速やかにこれは是正されると、こういうふうに理解してよろしい訳ですね。それから、いわゆる山岳搜索、いわゆる、何て言いますか、こう

難度の山岳捜索ではなく、要するにキノコ採りだとか、山菜採りが不明になった場合に必要だと、こういうふうに理解してよろしいですわね。

それから次、もうひとつ伺いますが、うちの町の団には居ませんが、よその町では町職員が消防団員になっているケースがある訳です。なぜうちの方に無いかというと非常に難しい問題がありまして、町職員の団員やめてもらったんです。それは報酬の二重取りになる可能性があるとか、それから出勤する場合職務免除にするのか或は休暇扱いにするかで、そういう問題がありましてうちの方、何人かいたんですが、消防団員皆辞めさせました。現在、他の町ではそうした町職員の団員が何人いるのか、どういう扱いをしているのか、これからどうするのか、説明願います。

岸部会長： お分かりになりますか、今の件。分かる範囲で答えてください。

幹事（加賀）： 合川町が兼ねているのが1名居るそうです。それから阿仁町が10名だそうであります。鷹巣町、森吉はおらないそうです。あと、この取扱いについてはちょっとまだ詰めておりません。

岸部会長： どうぞ。

森吉町春日委員： まだ協議していないと、手当てという日当であれば、出勤日数によって変わるでしょうけれども、報酬の場合は年報酬です。だから、無配にするとか或はどうするのかいろいろ難しい問題があると思いますので、ぜひひとつ検討していただきます。もうひとつ、これまでは、町ごとの出勤区分で、第一出勤、第二出勤、第三出勤あるわけです。第一出勤は地元の火災の時出ます。第二は待機とか、いろいろあるわけですが、今度は北秋田市になれば、町村の垣根を取っ払うと、このへん部落同士が出てくる訳です。特に合川町と森吉町だとか、森吉と阿仁、昔30年代によく阿仁の火事にうちの方でも行ったものでした。そういうようなことが、こうすぐ隣接した集落が出て来る訳ですので、その出勤区分について再検討していただきたいと、言うことです。

岸部会長： はい、分かりました。よろしゅうございますね。じゃ、お願いいたします。他にございませんか。小林委員、どうぞ。

阿仁町小林委員： 春日委員の質問にありましたけれど、私も経験しましたが、消防団はつまり精神的に鍛えられまして、夜中でも火事ったらどこまでも走る、そう何かあったら走っていく訳ですね。大変ですよ。今度、本当の山岳遭難隊以外に、一消防

団員が、さあ遭難だ、搜索だと、行け、といった人に手当て出るとすれば、それやっぱりその出動段階でかなり厳しくチェックしてやらなければ、膨大な額になります。私も何回も徹夜でも搜索に参加しましたが、一銭ももらったことないんですけど、かなり何百人単位の消防団員出ますので、その辺のところこれは市からやっぱり指名されていく必要がありますので、出動の段階で吟味していく必要があると思います。以上です。

岸部会長： はい、有難うございました。清水委員、どうぞ。

鷹巣町清水委員： 先回の時に申し上げた内容、殆ど私の要求は100パーセント見てもらいました。有難うございます。ただやっぱり組織の面ではまだまだ検討の余地があると思います。いま春日委員からもありましたが、組織の見直しする年を合併時に大至急という問題があったけれども、これは、私は非常に難しいと思います。恐らく10年以上かかるのではないかと。今、これの消防署に登録している団員がその役目を抜かれるとか、辞めなければならないとかということになると、これは大変なことになると思います。

従いまして、これは経過措置をつくって、やっぱり解消するようにしていかなければ解消できないと思います。恐らく10年以上かかるでしょう。そういう点をやっぱり検討してみる必要があるのではないかとということ、よそのこと心配するようで申し訳ないですけども。それからもうひとつは、よその方は私わかりませんが、鷹巣には今、定員割れしております。従ってこれ以上必要ないというふう

に理解されると、これは大変な問題です。

定員の確保のために、行政が積極的に取組まなければなりません。先ほど役場職員の団員の話も出ましたが、今、全国的に役場職員を消防団員に下さいという、指導が出ている筈です。通達、そういうものが出ているはずですが、それから、郵政省どうなるかわからないけれども、郵政の職員も消防庁との契約が結ばれている筈です。それから女性の団員、この勧誘もやり下さいということになってきました。いわゆる団員の確保が難しくなったというようなことも対策として今全国的にこの、関西の大震災或は九州の梅雨自然災害、ああいうところでも消防団員というものの見直しがされている訳ですから、これはやはり非常に大切な役目を担っている訳です。今回これによって恐らく今の4町の予算に比べるとかなりオーバーな予算になると思います。しかし、これは仕方がないと思います。これぐらいの市の規模であれば、このぐらいの財政規模で支援しなければならないことは当然だと思います。先ほどの説明にもありましたが団員の仕事は全国同一です。従いまして、財政によって今までは安かったり、高かったりという差はあったと思いますが、やっ

ぱりこれはできる限りの財政支援でもって高い位置に置くべきです。もうひとつ聞きたいのは鷹巣には、150戸以上の団地に団員が一人もいない地区が四つあります。これまで私は40年も経験がある訳ですが、町の防災計画にたった一回しか出ておりません。そういうところで大いに見直しを迫っているわけですが、いまだかつてこれが実現しておらないんです。よその地域にもそういうところがあるのかどうか知りませんが、これはやっぱり市になると同時にこの見直しはしていただきたい。150戸の集落、団地に消防団員が一人もいない。そこを管掌している分団の団員がどのぐらい難儀しているかということなんです。

そういうことを我々今まで痛切に感じてきた訳ですから、これはもう何年ならず私はやってきています。が、実現されておられません。これはうちの方の町長に言えばいいことですが、よその方にもあったら、やっぱりこれは合併を契機に定員の見直しというものも、見直しというのは減らすというのでなくて、増やすことにひとつ頑張っていたきたいということ、それについての見解を伺いたたいと思います。

岸部会長： 分かりました。今の、2頁の新市消防団の報酬のところ、それぞれ団長は一人になるんでしょうけれども、どのくらいの数に該当するものが、ちょっと教えて下さいませんか。すぐ分かりませんか、副団長は何名とか、そういう風なのはないですか。団員は全部で何人だとか。

事務局： 7頁の資料に市の消防団のそれぞれ組織体系があります。

岸部会長： はい、分かりました。そうすると、副団長4名、支団長4名、分団長が35名、副分団長35名、部長が62名ですか。というような形になっておる訳でございますね。分かりました。バランスよく各地域に配置するような形にならないとだめだと思います。今みたいな問題が出来ると思いますので、それはあとで統一することにいたしまして、他にございませんでしょうか。どうぞ。

阿仁町山田(博)委員： 3頁の調整内容のことで聞きたいんですけども、退職年令なんですけれど、支団長以下はまず65歳とするとありまして、団長、副団長に年令制限なし、というのですけれどもこれはどうしてなのかということ、それと先ほども当然議論出ましたが、うちのまさに阿仁の方の問題になりますけれども、この報酬の関係に分団も多いし役付きが阿仁の場合、とてつもなく部長さんの数とか多い訳ですよ。町で早急に協議をして他町村に習うような体制をしなければならぬと思います。この二点、ちょっとお聞きしたいと思います。

岸部会長： それお分かりですか、事務局段階で。

幹事（加賀）： 3頁にありますけれども、現在、団長、副団長、鷹巣町、合川町、森吉町これは任期2年となっておりまして、定年がありません。（だからなぜ無いのか、の声）その実態はちょっと分からないんですけれども、無い方が大きい町に合わせた格好になっています。阿仁町の方からの発言がありまして、定年については65歳にさしていただきたいと、言う団長からの要望もありまして、定員の、団員の確保の面からもぜひ65歳までというのでお願いありましてそのように決定しております。

阿仁町山田(博)委員： 調整だからという、せば、現行で何で団長と副団長だけ年令制限なしで、組織そのものがやっぱり、経験そのものもいるかもしれないけれども、65歳ぐらいということが大体ひとつの世代交代とかそういう年令でしょう。だったらそこら辺を明確にするべきじゃないかなと思うんだけど、その他の4町村のうち3つはそれはそれでいいと、非常に説得力のない調整でないかなということでもう聞きたいということね。全然今までのその回答、答弁なっていないと思うんですよ。

それともうひとつ聞きたいんですけれども、これは阿仁町の方の場合なんですけれども、行政職との兼ね合いもあるんですけれども、阿仁なんかの場合も典型的な高齢者の町ですから、日中の火災に対する対応として、報酬との関係で大変難しい問題があるかもしれないんですけども、今清水委員、おっしゃられるように、日中の火災なんかは、役場の職員がまず率先して飛んで来てもらわなきゃ大変だと思います。

そういう訓練をある程度積むという意味でもですね、役場の人間に走ってもらうと、ということがやっぱり住民にとって一番安心につながることです。その辺のことについても、ちょっと、どういう風な考えなのかお聞きしたいと思います。

岸部会長： はい、清水委員さん。どうぞ。

鷹巣町清水委員： 今、山田さんの話しの中の団長、副団長の年令制限なし、これがおかしいと、こういう話しかたけれども、任期が2年しかないんです。で、団長とか副団長になった人は、30歳になると、仮に40歳であろうと、任期が来ると辞めなければならないんですよ。従って任期で制限している訳ですから、従って60歳になっても70歳になっても、もし皆さんに信頼されて団長になればやれると、こういう訳です。

従って、年齢の制限はなし。もう菊地さんも、春日さんも現役でいるわけですが、恐らく15、6年前までは団員の年齢は55歳ぐらいであったと思いますよ。いま、後継者がいなくなってこの年齢がどんどん上がってきた訳です。従って、65歳というのは、そこまでは団員も幹部も65歳までは同時にして勤めましょう、頑張りましょうと、それの他に私の方は定年で辞めるということでどんどん辞められて、後継者が入ってきません。ポンプを動かすことができません。もう集落あたりでは。従って後継者を見つけるまで、これ団長権限で延長できますから、1年、2年の延長をやっている訳ですよ。そして、新しい団員が入って、いま高校卒業生がもう一年後に入ってくるとか、或は全員で後継ぎが来るとかというものがいれば、その延長やっている訳ですよ。でもなおかつ、このようにして定数割れしている訳ですから、私はやっぱり今山田さんおっしゃったように、できれば役場職員が一番いいです。

これは、報酬と給料の問題あるけれども、これは何かで私は抑止できる問題だと思います。町の条例の中で、恐らくよその方はそういうことじゃないでしょうか。従って、いま私の方の具体的に申し上げれば、伊勢町というところに役場の職員一杯いるので、今日も課長きているけれども、こう人は消防団員にした方がいいんですよ。そして、そこにポンプ一台配置すると、5人居れば一台動かせる訳ですから、そういうものを今の団員、空白地帯に置いていただきたい、これは職員も含めて、女性も含めて、行政が検討すべき問題です。これは団員がやる問題じゃない訳ですから。ぜひひとつ合併した後はそういう体制で整えていただきたい。

岸部会長： はい、分かりました。そういうことで記録しておいてください。他に、はい、どうぞ、山田委員さん。

阿仁町山田(賢)委員： 元団長の清水さんのご講演を聞いた訳ですが、私はその前団長やった経験からこの分団の統合の問題、これさっき10年ぐらいかかるというけれども、私は本当に改革してやる気があれば、ひとつこの合併というものを区切ってできるものはそれ、年度内にやっぱり合併すべきものはした方がいいんじゃないかと、こう思うんです。特に阿仁町の場合是一個分団9名、これは機動分団というのは自動車ポンプですよ。一個分団にしている訳なんですけれども、それが2つあるわけで、それ以外に1つの分団として9名とか、何名とかこうありますけれども、これはやはりこの機会に合併の方向に考えていかなければならないと思います。消防庁では一個分団を50名の組織にしなさいと、こういう行政指導は私が団長をしていた時代からもうやられてきているけれども、やる気を起こさないから私を含めてなかなか出来ないで今日まで来ているというのが現状だと思うんです。

私はこの消防団の合併を考えた場合において、もう1つ機動的に活動できるような組織に思い切った改革を進めるべきであると、こういう風に考えております。できるならば来年の3月の合併時までにはできる所からもうやっていただくと、新しい市になってから協議するというのではなく、やれるものは、やってもらいたいと、こういう風に思います。

岸部会長： はい、分かりました。他にございませんか。(無し、の声) よろしいですか。どうぞ。

鷹巣町清水委員： これも前にもちょっと申し上げたことがあるんですけども、まあ阿仁町とか特定したことは言いたくないんですが、将来の、市の消防団の組織の中における、これ支団制を敷くようですが、役付けは支団の中に任せるのかということ、それは何かと言うと、部長という制度が鷹巣町には無いです。この間も、班長も36人に部長も36人と、こういうことがいかなものかということを上申しましたが、さっき言ったとおりこれはやっぱり一気に1年や2年では私は解消できないと思います。やっぱり経過措置をつくって、退職までは今の役付けはなんとしてもこれはもっていかねばならないと思うんで、そういう経過措置をもって解消するようにしていただきたいし、もうひとつは、1つの分団の人数が、このあいだ申し上げたとおり、25名、これを切ると小隊編成が出来ないということ、すべてこれは小隊訓練、大会に出場するのは、分団の小隊が基準ですから、やっぱりそういう処理、それから今回この副団長この4名という、そして支団長4名です。恐らくこれは今の旧町から1名ずつになると考えると、如何なものかな、支団長というものはなければならぬと思います。支団制にするわけですから支団長はなければならぬと思う訳ですが、支団長が4名いると副団長は1名でいいのではないのか、こういうこと考え、これはこの間も私申し上げたはずですが、もし、副団長が4名だったら、支団長がいらないのではないかと、私を先回話ししたはずですが、今の町の単位消防団を支団にするということだと思ふんで、北秋田市鷹巣町消防団と言わないと思うので、これも支団にして置き換えると思ふんです。そうだとすれば副団長は一人でいいんじゃないかと、こういうこともひとつご検討いただきたいと、こう思います。

岸部会長： 分かりました。よろしゅうございますか、これで。他にご意見なければ。(無し、の声) はい、分かりました。協議の第30号の消防団の取扱いについては、そのように、いま出た意見を踏まえて方向性を決めることにいたしたいと思ふんです。それでは、もう2時間過ぎましたので、この時計で3時半まで休憩いたしたいと思

います。よろしくお願ひします。一息入れてください。  
時 17 分)

( 15

岸部会長： それでは、時間になりましたので先ほどに引き続きまして協議第 44 号の新市まちづくり計画を協議したいと思ひます。( 15 時 30 分)

事務局でご説明下さい。

事務局： お手元の資料の中の修正表と新市まちづくり計画(案)をご覧いただいたながら、ご説明したいと思ひます。

まちづくり計画案について、7 月 16 日の第 8 回協議会において協議されましたが、同時進行しておりました県地域振興局及び県合併支援室との内協議の際、字句の訂正や表現の訂正等がございましたので現在までの段階で修正表について、新市まちづくり計画案を提出したところでございます。なお、新市まちづくり計画案の訂正箇所については、アンダーラインで引いておりますのでその方をひとつごらんになってもらいたいと思ひます。実は 7 月 16 日の協議においては、修正になった点や大幅に骨子が変わった点をご報告して、単なる字句訂正などは省略させていただいております。

それでは今回提出した白黒のまちづくり計画案の内容でございますけれども、8 頁、9 頁のところの図表でございます。工業指標の推移と商業指標の推移でございますけれども、県産業経済労働部より新しいデータを記載するよう指導されましたので、工業指標及び商業指標の推移については、平成 14 年度を加えてあります。

次に 18 頁ですけれども、18 頁の中の地域別発展方向のところであります。鷹巣地域の新市、商業の中心拠点づくりと都市機能、集積の促進の文章でございますけれども、県農林水産部より秋田北空港周辺及び鷹巣インターチェンジ周辺については県が指定した都市計画区域マスタープランにおいて農地の無秩序な開発及び市街化を防止する区域になっております。というので文章表現をこのように変更しております。

続いて 25 頁でございます。25 頁の中で第 8 回の協議会において、林業の意見がいろいろありました。この中でアンダーラインの部分の追加と 26 頁にソフト事業の表中にご意見等があったことを追加しております。25 頁、26 頁の林業のところでございます。

続いて 55 頁ですけれども、55 頁については、県合併支援室より目玉事業であります、病院建設について、プロジェクト事業に記載した方がよいという指摘事項がありましたので、安心、安全、環境創出プロジェクトに地域医療体制強化プロジ

エクトというので記載しております。

主に変わったところは、大きなところはそういう風な状況でございます。県の合併支援室とこの内協議が8月20日ごろに終了する予定でございますので、次回の8月24日の協議会でも若干の修正等があると思いますが、その修正の報告を持ってまちづくり計画案を確定しながら県との正式協議に入りたいと思っております。

それから、前回、簾内委員よりお話しされました支援団体の数でございますけれども、認可地縁団体、行政の方に申請した認可地縁団体の数について、ご報告申し上げたいと思います。

鷹巣町が15団体、森吉町が9団体、阿仁町が無し、合川町が10団体、あくまでも認可地縁団体を今話した訳でございます。これが受付登録されている数でございますので、合わせてご報告申し上げたいと思います。よろしくご協議のほどをお願い申し上げます。

岸部会長： はい、ただ今事務局の方から説明があった訳でございますけれども、何かもっと聞き足りなかったところ、或はご意見、どちらでも結構でございます。ご発言をお願いいたします。どうぞ。檜森委員。

鷹巣町檜森委員： いま簾内さんからということで、認可地縁団体の説明がありましたが、どうということですか。

岸部会長： はい、事務局でどうぞ。

事務局： 地縁団体とは、何かということでしょうか。これは自治会で保有する財産等があるわけですが、今までは法律改正前は、団体名義で不動産登記が出来なくて、会長個人の名義や、役員の共有名義で登記がされておりました。その後、名義変更や相続などの際に、問題が生じておりました。平成3年4月に地方自治法の一部改正がありました。これに基づいて一定の手続きの下で法人格を習得した団体を認可地縁団体というふうなことで、主に自治会のことを指しておりますけれども。

岸部会長： よろしゅうございますか。それじゃ、そういうことで。他にございませんでしょうか。(なし、の声)よろしゅうございますか。それでは、そのように決めさせていただきます。協議第44号の新市まちづくり計画については、これはこのとおり訂正あったところを了承いたしました。

岸部会長： それでは、その次でございますが、次の次回の第10回協議会に提案する予

定の第56号につきまして、事務局から説明してください。

事務局： その前に1つお詫びと訂正とあります。ひとつ今回ご案内の通知の際に、今回の協議の中に国民健康税について、それから一部組合についてということで、協議内容を記載したのを送っておりましたけれども、実は国民健康税については賦課方式について、その方向を定めていただくための資料作成が今日の段階まで具体的なものの準備作業が間に合わなかったということで、24日に提出したいという風に思いますのでよろしくご理解のほどお願い申し上げます。それから一部組合の関係でも上小阿仁を含めた5町村の調整が十分でない状態でありますので、それも含めて24日に協議をしたい、という風なことでございますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

それでは次回提案の協議第56号のその他の事業（病院事業）でございますけれども、お手元の資料の1頁、この病院事業については、調整内容といたしまして、1つが、地域医療体制の充実を図るため、新病院の建設及び既存病院の形態については、新市において事業計画を策定する、という風な調整内容でございます。資料の説明ですけれども、1頁の(1)が運営形態が公設民営方式と。2番目が、新病院の建設概要については、こういう風な概要でございます。2頁でございますけれども、(2)の方ですけれども、新病院の病院機能については、それぞれ病床、診療科医療政策という形で記載しております。3頁からは、病院機能及び収支計画ということで、現在の阿仁町立病院、それから公立米内沢病院、それから合川国保診療所、その下に統合病院のそれぞれ既存の病院の現在の状況、そして、新病院になった場合の状況。そして、新医療体制ということで収支、試算の根拠と長期収支計画という風に右の方に並べながらそれぞれ記載しておる次第でございます。これが、協議の56号の概要でございますので、よろしくご協議のほどをお願い申し上げます。

専門部病院部会長： 病院部会の成田ですが、訂正箇所、2カ所ありますので、大変申し訳ありません。3頁の、一番下の方の公立米内沢病院の診療科のところの上の方から内科、消化器科とありますが、消化器の「火」が大変申し訳ありません。「化ける」という字に直してください。それから、次の、頁の統合病院のところ、全部で22科なんですけど、これを数えますと21科になります。それで消化器科が抜けておりますので、なんとかよろしく付け加えて下さるようお願いいたします。以上です。

岸部会長： それでは、この問題は非常に緊急でかつ重大な、重要な問題でございますの

で、他の地域の協議会には無い問題でございます。よろしくご審議願いたいと思いますが、ご意見をどうぞお願いいたします。どうぞ。

森吉町春日委員： これ次回で協議するのではなくて、今協議するんですか。

岸部会長： いえ、次回です。けれども、まだ必要なデータとかがいろいろあるのでないかと思って。

森吉町春日委員： そうすれば、大変大雑把な資料で判断材料が足りないもので、それは1頁は金額だけ書いていますが、どういう病院で、どういう風なお金がかかって、例えばこれ特例債がどけぐらいだとか、あるはずですので、そうした建設費用についての明細、それから病院機能についても、それこそベット数だとか診療科目、医療政策書いていますが、医師のはりつけが何人ぐらいだとか。それから残る病院、現在の病院が残るという想定で計画立てていますが、こうしたものの医師だとか、新しく病院を含めたそれぞれの収支の試算、そうしたものがなければこれ判断できないと思いますので、ぜひ提出していただきたいと思います。

岸部会長： 分かりました。送付するようにいたします。事務局よろしいですね、それとも今口頭でいいですか。はい。他にございませんか。佐藤委員さん、どうぞ。

合川町佐藤(吉)委員： 先般お願いした訳ですが、その時に基本計画をこの次あたりに示すという会長さんの発言であったと思います。いま、それは無しにして、これでもって協議をするということですか。

岸部会長： 私も見てもみますとちょっと足りなかった、足りなさ過ぎるので皆さんたちに資料を今必要なのを出しますといった訳です。今春日委員さん方からも、いろいろと出たとおりでございますので、もし、今のにもっと追加して必要なのがありましたらどうぞ。

合川町佐藤(吉)委員： いや、しかしこの調整内容見ますと、新病院の建設及び既存病院の形態については、新市において事業計画を策定すると、ということでしょう。ですからそんなに突っ込んだ議論もできない訳ですよ。新市においてやるということですから。

岸部会長： できるだけ詳しく皆さんが、姿を見ないとだめだから、先ほど春日委員の方

から出たように、もっと詳しいものを、新市計画も出しなさいと。

合川町佐藤(吉)委員： いやいやそれは当然必要ですよ。それとこれは見る限りでは統合病院ということですよ。(そうです。)統合病院というのは、どういうことですか。

岸部会長： 統合病院というなのは、阿仁町立、公立米内沢総合病院、それから北秋中央病院を統合して、統合病院と言う意味です。

合川町佐藤(吉)委員： それじゃ、阿仁町立とか、公立米内沢病院は統合するからなくなる訳ですよ。

岸部会長： 病院そのものは、それは新市になるわけです。引き継がれる訳です。

合川町佐藤(吉)委員： いやいや、新市になってから統合病院というのは建設するじゃないですか。

岸部会長： それはそうです。その時点で無くなります。

合川町佐藤(吉)委員： 建設した場合に、その古いものと言いますか、阿仁町立病院或はその公立病院等が無くなるということで理解していいですか。

岸部会長： いや、無くなるのでなく、診療所とか、ここに書いてあるような形に、形態になるわけです。(名前がなくなるのか、の会場の発言) 名前がなくなるという意味ですか。それはそうです。新市に引き継がれた...、事務局で説明があれば、どうぞ。

専門部病院部会長： 統合、いわゆる、「ベットの統合」ということでの捉え方にしてください。できれば幸いかなと思っています。今の計画では、公立総合米内沢病院の病院に関しては、21年後には療養病床、それから外来、内科系、外科系というのを想定して計画を作っております。阿仁町病院に関しては、今は病院であります。国保の診療所に移行できないかということで検討を進めております。阿仁病院に関しては19床の有床の診療所と、ということで考えております。阿仁に関しては特に、最近の入院状況が20名ぐらいだそうです。だから、そういう点をも含めて検討しています。

岸部会長：他に、何かございませんでしょうか。はい、どうぞ。

合川町佐藤(吉)委員：そうすると、合併と同時に、米内沢病院は市立米内沢病院ということですが、そのように理解していいですか。

岸部会長：そのようになると思います。市立になりますですね。

合川町佐藤(吉)委員：そうしますと、今の段階ですと平成17年3月22日ですか、それを過ぎますと市立病院ということですか。

岸部会長：そういうことになりますね。ただ、若干、上小阿仁の問題がございます。実は12日の日に、上小阿仁の全員協議会に松橋町長さんと私と行ってその辺のところをはっきりしたのを聞いてこようと、こう思っております。もし一部事務組合の形のまま残るとすれば、その辺のところは名前はちょっと変るとは思いますけれども、ただ、今のところはっきり分かりません。

合川町佐藤(吉)委員：市立病院になりますと今の職員は市の職員でしょう。(そうです。)自動的にそうなるでしょ。もし、上小阿仁さんが組合に残るといって、一市一村の一部組合で、今の公立のような形で適用するということですね。

岸部会長：可能性はありますですね、病院、新しい病院が出来るまでは。

合川町佐藤(吉)委員：いやいや、まず出来るまでじゃなくて、会長さんが12日の日に上小阿仁村に行ってお話しをして、理解いただければ、どういう理解させるのかわかりませんが、行って話したことによって、この一部組合でまたやるのか、或は解散になるのかということでしょう。

岸部会長：これは建つ時には解散しないといけません。例の合併特例債が適用ならないんです。建つまではまだ来年度一緒でも、一市一村でもいいですけども、建つ時にはだめなんですね。全部それも負担すると言うのは別ですけども、私の試案では、大体7億いくぐらい違いがあります、合併特例債を使う、使わないでは。

合川町佐藤(吉)委員：それは新しい病院でしょう。(そうです、新しい病院)ですから公立米内沢病院をですね、じゃ、管理者と会長さんが上小阿仁に行くのはどういうご要件で行くんですか。

岸部会長： だから、どういう形態で上小阿仁が参加するのかわ、行くのです。

合川町佐藤(吉)委員： これまでのマスコミ等の報道はまた、白紙に戻して。

岸部会長： あれはですね。白紙に戻すとか何とかで無くてその時点、時点でやっぱりこの結論がまだ出ていない訳ですね。ですからその時点、時点のがこう出てくる訳ですから、そういう面で見ないと、その都度これで決定したことだと見ると大変なことだと思えます。まだ上小阿仁の方としても、まだそこまで理解していないと思えます。

合川町佐藤(吉)委員： そうしますとさっき春日さん話したデータなどの書類は提出して下さい。

岸部会長： 分かりました。提出いたします。他に必要なものとか、今のようなご意見ありましたら、どうぞ。山田委員さん、どうぞ。

阿仁町山田(賢)委員： この3頁の問題で、まずひとつは名称、阿仁の町立病院の場合は、もともとは国保診療所であった訳なんです。それが、町立病院になった経緯があります。今度また国保診療所とこういう風になった理由、やろうとする理由がなんだかと。病院からすぐまた診療所とか、昔に戻すような住民に対する感覚を与えることはいけない。そこで私は、市立でやっていただければ、市立の診療所と。合川さんの場合も私も市立の診療所でいいんじゃないかなと、こういう感じをもつ訳で、そのことがどういうようなことであったか、提案された時点で話したいと思いますが、さらにさっき春日委員からもいろいろ資料問題も要求されておったんですが、新しい病院に阿仁の町立病院の場合は、外科、内科、歯科と3科を米内沢公病の検討委員会においては意見を述べています。それでご承知のように高齢者が多いもんですから、腰痛いとか、膝痛いとかいうそのリハビリを兼ねた整形患者も非常に多い訳で、しかもその方々は高齢者ですから、米内沢の公病まで行くということ大変だから、出来るならばこの診療科目の中に外科も入れていただけないかと。それから、米内沢公病の場合も内科系とか外科系とかなっていますけれども、内科系のうち、何々が診療していただけるものかと、というような具体的なことを次回の会議まで出していただくことが出来ないものかどうか。こういうことを伺いたいと思います。

岸部会長： はい、これは阿仁の国保診療所と書いていますけれども、上に方に市立となります。市立の、まず阿仁診療所と。地域の名前は載せてある訳です。それから、内科、歯科としか書いていませんけれども、こういうところの医師はですね、何でも出来る医師でないといふだと思ふんですね。ですから、そういう科で、内科だから内科しか出来ないという意味でないです。それから、次の、米内沢の病院の方の内科、これも市立米内沢病院と書いていますが、同じですが、内科系、外科系というのは、今度、総合診療科的なことが出てくるんですよ。ホームドクターというの、みんなそうです。何でも出来るというような、しかし、行ってなんでもできると、手術もするし、内科の内視鏡もやるしという風なことではなくて、一定のことは何でもホームドクターとして出来ると。それ以上の、例えば手術とか何とかになった場合には、いわゆる統合した病院の方に来てやっていただくと、そういう、いわゆる簡単に言いますと今の開業している先生のようなタイプです。そういう形だと思っていただければよろしいです。

阿仁町山田(賢)委員： 米内沢、例えばこの統合された場合でも、統合病院にいかなくても米内沢の今までの公病の方に行けば、これこれの科は明日この窓口で診察受けるんだと、こういうようなことをここに表わしていただいて、いろいろな科がある訳で、まあ、外科もあると思いますが、その辺を表わすことができませんか。

岸部会長： そういうドクターをたくさん揃えると、また赤字になりますでしょ。本当に。そういうところは日常の診療は出来るようなドクターをここにおいて、もっと専門的なのは、ちょっとどの辺になるか分かりませんが、その大きな病院に行くと、というような構想な訳です。皆さん、いろいろとお考えがあると思ふんですが、この次に、日時もあるわけですが、いろいろ資料も送りますけれども、そういうの見て、今私が話ししているような病院でなくて、こういう病院がいいという考えがありましたら、ぜひ持ってきて発表になっていただきたいと思ふます。この地域にはこういう病院がいいんだというふうなことを、お願いします。ただ、米内沢に行ったら、内科もあれば、循環器もあれば、消化器もあればいいし、こうやれば皆さんの負担が多くなると、ということになる。今までもそうでしたから。他に何かございませんでしょうか。はい、どうぞ。

鷹巣町檜森委員： こういう風な病院がほしいという希望でもいいですか。いま、最近健康診断が大変重視をされております。いろんな最先端の健康診断の機器が揃って、随分あちこちの民間なのか財団法人なのかの医療検診病院、医院から案内が来ました。この大館にも最先端の健康診断を受けられるような施設というものは、公では

なく、必ずしも公にこだわる訳でないんですが、民間でも手を上げたら受け入れるというようなことが出来るものでしょうか。

岸部会長： これは、いまでも民間の検診団体がございます。秋田県の場合は大きく別けてふたつ、事業団と厚生会というふたつの団体があります。大体これ二分しております。これとあとちょっと社会保険病院でやっているのと、それから、単科的に、例えば胃だけをやります、東京から来るところもあります。これだけやります、安くやりますというのがあります。そういうのがありますが、それを拒む訳にはいけません。ですから、いま、檜森委員さんが言ったみたいに、そういう私の、私立のが来た時にやりますか、と言えばそれはやります。他にないでしょうか。はい、小林委員さん、どうぞ。

阿仁町小林委員： ちょっと確認なんですけど、開始が21年度ですね、新病院は。それまで現在の病院の体制、形態を維持するというふうな理解でいいですか。

岸部会長： そうです。

阿仁町小林委員： そうですか。それからですね、公病、来年の3月で解散するといっていましたけど、それに伴って阿仁町の病院がどうなるかと、上小阿仁の扱いなんか問題出てきていますけれども、まだ公病の正式な議会の議決を得ていないと私は理解しているんですけど。(そのとおりです。の発言) そうですね、それをクリアしながら、その種のこと詰めたものが出てくるということですか。

岸部会長： この形は、新しい病院がスタートする時にこうなるということで今協議している訳ですから、それまでは今までどおりです。はい、どうぞ。

阿仁町小林委員： 新しい病院の医師とか、そういうものは次の会議に出てくるんですか。

岸部会長： それはですね、数は出てきます。名前はまだ出てこないし、これから運動して、出来るだけ良い医師を集めなければだめだと思います。そのためにはやっぱりどこに、どういった規模の病院で、どういう風な機能をもった病院かということが無いと、どこの大学に行っても、どこに行ってもですね、この医師を獲得することは出来ない訳です。それから合わせて、いま各地域の出身でどっかにいるドクターとか、或は大学に入学しているというのを一覧表をつくりまして、今のようなことを、こういう病院が出来ますから、郷里に帰ってきて下さいといったようなことで、

キャンペーンに回らなきゃならないと、こう思っております。

阿仁町小林委員： もうひとつ、新市の病院の場所は協議会で議論する事になるんですか。

岸部会長： そうなると思います。他にございませんでしょうか。もう24日の日に殆どの協議を終わってしまいたいと、こう思っておりますので、これが最後の取り組みになる訳でございますけども、ぜひ、皆さんたちの要望を何でも聞いておきたいと思っております。千葉委員さん、どうぞ。

鷹巣町千葉委員： この資料では非常に分からないところがあるんですけども、統合病院の859名という、非常に細かい数字が外来患者として出されています。22科ということになっていますが、米内沢の場合は、15科ある訳でして、その15科が22科とバツングすることが出てくる訳ですね。この資料にありますように一日200人の外来、それから、阿仁の場合129.7人、合川の場合は60人と、こうなる訳でして、389名、件数は除いて、それに859名ということになると、1千名を超える外来患者があるという前提にたっている訳ですね。そういうことが、この米内沢の15科と統合病院の22科のバツングの中で、どういうこの人数の見込みをして、859名という人数が出されてきたのかですね。要するに1200名以上の外来患者がこの鷹巣、阿仁地域におるという根拠ですね、この辺なんかも出していただきたいと、こういう風に思います。

岸部会長： 診療科については、これは今の診療科、米内沢について出していますね、それが新病院になると内科系と外科系しかないと、こういう表でございますから。よろしゅうございますか。それから、外来患者でございますか、外来患者数は現在でも3病院合わせますと1,400人から500人近くあります。

鷹巣町千葉委員： いや、だから、そうするとあれですか、3病院合わせてこの資料では389しか載っていない訳ですよ。そうすると389以外の今言われた1,300人、400人というのはどこに行っているんですか。

岸部会長： これは一般のところに行くことになります。

鷹巣町千葉委員： その人々は一般に行かなくなるんですか。

岸部会長： いや、診療所は今までどおりありますから、そこにも行きます。新しい病院

には今言った数しか来ないということです。

鷹巣町千葉委員： だから統合病院になったら、859人来るんだよという根拠について  
ありましたら出して下さいと、そういうことです。

岸部会長： 分かりました。ちょっと私よりも、じゃ、事務局の方で。

専門部病院部会長： 今現在、中央病院を含めて200名の患者さんを診ていただくとい  
う予定になっています。その中に中央病院、いわゆる厚生連である民間の病院のデ  
ータは入っていません。ここにはあくまでも、ですので、今のいう中央病院ですね、  
今現在の。その病院をできれば診療所を頑張ってやってもらいたいという想定  
のもとで、その数は入っていません。だから、毎日一日平均1,300人ぐらいの今現  
在外来がいるということは確かです。全部データ取って試算しております。

岸部会長： お分かりですか。

鷹巣町千葉委員： まだちょっと分かりません。そうすると中央病院は無くなるという前  
提になるんですか。

岸部会長： そういうことではないです。外来で残る訳です。

鷹巣町千葉委員： だけれども今の説明では、中央病院は入っていないし、合わせて1,  
300人ということなので、この数字合わせる約1,300人になるわけだから、新  
しい市になったからって、病人が増えるということにはならないという風に私は思  
うもんだから、そうなるのでないですか、ということです。

専門部病院部会長： だから今現在、米内沢、阿仁、合川診療所を足して300人ちょっ  
とでしょ、それに新病院の計画では859人となっていますね。それに足りない分  
が中央病院で診療所やって200人以上診てもらいますよという内容であります。  
ただ、この中に中央病院のデータは入っておりません。まず一応民間ということで、  
そこは計算に出しておりませんので、以上であります。

岸部会長： 市の診療所でないので。

鷹巣町千葉委員： 私が知りたいのは、この地域でどれだけの患者数が出るのかという、

見込みがどうなっているんですかということなんです。現実はどうくらいおられてそれぞれがみんな、現在は、今日はですよ。それぞれの4つでも5つでも行っている訳でしょ。これに今度統合病院に入る訳で、その統合病院には859人という数字が出ている訳なんです。この分がそうすると新たに増えるのことになるのですかという意味です。

専門部病院部会長： いやいや、そうじゃないです。米内沢に関しては200人というデータ載っています、この中に。阿仁さんはいくら、合川さんはいくらというデータを足して300人くらいというデータになっていますね。統合病院が859となっています。それでもトータルすると1,300満たないです。その満たない部分がいまある中央病院が診療所を頑張ってやっていただいて、そこでなんとか診てもらいたいという想定で作ったものです。

鷹巣町千葉委員： もう一回念を押しますと、そうすると新しい統合病院をも入れて総体で1,500名の方がここにはいる、ということですか。

専門部病院部会長： トータルで1,300人です。

鷹巣町檜森： それじゃ、もう一回足し算をひとつお願いしますね。現在の米内沢公立病院、阿仁病院、北秋中央病院の外来の患者さんは、どのくらいでしょうか。

専門部病院部会長： 次回にはそういう詳しいデータを出します。今現在米内沢は560名前後です、外来で。

岸部会長： 他にございませんか。そういう資料を送りますので。この次まで十分検討してきて、ご意見を述べていただきたいと思います。よろしいですか。はい、それではそういうことにいたしますので、よろしく願いいたします。

岸部会長： それでは、その他ということで、事務局からお願いいたします。

事務局： 新市の組織機構と人員配置案ということで、A3の縦の表でございます。二枚つづりの表です。

これは7月16日の協議会におきまして事務組織機構図の報告の要望があった訳でございますので、今回検討途中のものでありますけれども、まずご報告させていただきたいと思います。検討途中のものでありますので非常に粗い資料となって

おりますので、何卒ご理解ほどをお願い申し上げます。

骨子については、現在検討している新市の組織でございまして、市長部局につきましては5部、それから22課、2室、1事務所、1センター、1公営企業と、総数でこういう風な状況となると思います。さらに総合支所関係としては、総合支所が、4支所、それから2出張所というふうな体制でございます。市長部局以外では教育委員会とかの事務局4課1室というふうな組織内容として考えております。こうなりますと、2頁の職員数の案でございますように、市長部局の本庁職員は122名、同じく市長部局の支所職員は208名、市長部局以外の本庁職員は60名、支所職員は4名となっております。出先機関につきましては、この機構図のどこに位置するのか、それから、まだまだそれについては検討途中ということで、ひと括りにしております。その職員数というのは147名でございます。

総務分科会及び4町の課長等で、各本庁業務、それから支所業務を検討しながらこの機構図及び職員数を概算出している次第でございます。今後各専門部会、それから分科会の意見、提言、それから各協議会で確認された調整内容と含めて更に業務内容を検討しながら、それに伴った機構図、職員数を調整していく予定でございます。

機構図の上部でございますが、部、課、主な業務内容は現時点での案であり、確定したものではありません、というふうに記載しております。いずれにしても、現時点で検討している状況はあくまでも途中経過ということでございますので、そういう風なご理解をひとつお願いしたいと思います。概要的には以上でございますので、ひとつよろしくご協議を含めていろんな知恵等も出していただければと思います。以上です。

岸部会長：何か皆さんご意見ありますか。これはいま現在の段階での機構というか、組織図でございます。はい、どうぞ。

鷹巣町和田委員：現在、庁内にいる町の職員の数、今現在、鷹巣支所が70何名とか合川42、そういうことですが、現在いる、現在の段階の数字があったら教えてくださいたいと思います。

岸部会長：現在の職員の数について。(庁内の人数、の発言)

幹事(加賀)：私からお答えします。現在の各町の本町にいる職員です。鷹巣120名、合川52名、森吉73名、阿仁町63名、これは正職員だけですので、となっております。

鷹巣町和田委員： それで、支所もある、出張所もあるわけですがけれども、この中に入っているんですか、どうですか。森吉町と阿仁町が支所が3名づつなっている訳ですけど、この42名の中に、別個ですか。

幹事（加賀）： 機構図の例えば合川支庁42名、これに出先が入っているかという話でしょうか。（大阿仁出張所も3でしょう、別個に解釈するのか、の発言）森吉支庁42名、前田支所はそれと別に3名ということです。

岸部会長： よろしゅうございますか。それでは他にございませんか。小林委員、どうぞ。

阿仁町小林委員： 基本的なことで、聞きたいことたくさんありますが、事務局からは、まだ未完成だからということですので、またこれと違った中身のものを次回に出されるとお思いますので、その時点で質問したいとお思います。

岸部会長： はい、分かりました。他にございませんか。はい、春日委員、どうぞ。

森吉町春日委員： 全くまだ未知数のものがある訳ですよ。従って後で相当変わってくるんだとお思います。というのは一部事務組合とか、そういうものの職務分掌とかある訳ですから、どういうのが入ってくるのか、抜けるのかとかいうのがあるでしょうから、まだまだ変わってくると思うんですが、最終的にはいつ頃、この人員配置を含めた機構図が出されるんでしょうか。

岸部会長： はい、最終的にはいつ頃になりますか？

幹事（加賀）： 専門部会の方では、まず例規集に部、課等の記載をしていかなければなりません。現在の4町で言いますと課設置条例とか、定数条例。庶務規則の中には細部の係員との事務事業がのっております。いずれ例規集が11月だということですので、うちの方としては、10月一杯で完成させたいものだとおと思っています。若干のまだ決まっていない仕事の内容が課題として残る訳ですが、その時点までやらないと、ちょっと間に合わないのではないかなとおと思っています。

岸部会長： よろしゅうございますか。それでは他にございませんでしょうか。まだ本当の数字は正確なものはもちろん見えないんですけども、大体機構図としては、こういった部、課が出るというふうなことでございます。よろしゅうございますか。

岸部会長： それでは、その次、事務局の方で。

事務局： 今日、お手元の資料にある今までの協議会で協議されまして、調整内容が一部修正、確認されたものの関係でございます。お手元の資料の合併協定項目と確認内容について、(付属資料)というようになっています。これまでの協議会におきまして、継続協議の中で確認された調整内容及び協議の中で一部修正された協議内容を、まず、協議番号10号でございますけれども、合併の期日、これについては次の頁に調整内容として、平成17年3月22日とする。それから、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、1つ目が新市の議会議員の定数は26人とする。2つ目が議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条 第1項、第1号の規定を適用し、平成18年3月31日まで引き続き新市の議会議員として在任する。次の頁、水道事業の取扱いの(2)でございますけれども、2番目に下にアンダーラインを書いているところですが、合併後3年から5年を目途に調整を図ると。これは公共下水道事業に係る受益者負担金及び使用については、合併後3年から5年を目途に調整を図ると。それから5番目の合併処理浄化槽設置事業については、合併後3年から5年を目途として調整を図ると、いうふうな修正内容です。それから6頁が、それに伴った関連の使用料関係でございます。次に商工関係事業の、次の頁の7ですけれども、3の観光協会については合併後段階的に再編する。4番目が観光関係団体のうち、各町の第三セクターは新市において協議する。

7番目が中小企業資金融資等については、合併後に協議するということの3つが修正でございます。以上が修正と確認された概要の状況でございますので、これによるしいかどうか、ご協議をひとつお願いしたいと思います。

岸部会長： ご意見賜りたいと思います。よろしいですか。(はい、の声)はい、それでは無いようです。事務局としては他にございますか。

事務局： 次回開催でございますけれども、前回お話ししたとおり、8月24日、午後1時半、森吉町コミュニティセンターという日程でございます。詳しい資料についてはすぐ送りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

岸部会長： 皆さん、今日は朝から随分お疲れになったと思ひますけれども、これをもちまして今日の全ての協議案件が終了いたしました。本当に有難うございました。ご苦労様でございます。家に帰ってゆっくりお休み下さい。

(午後4時23分終了)